

2015. 12. 18 発行

水源連だより

水源開発問題全国連絡会

SUIGENREN
DAYORI
No.73

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話 045-877-4970 FAX 045-877-4970

郵便振替 00170-4-766559

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://suigenren.jp/>

《水源連は、パゴニア日本支社の助成を受けています》

「シンポジウム

伊賀の水とのおつきあい」開催



応援の挨拶をする全国から参加者



嘉田前滋賀県知事の講演

水源連第22回総会報告

—石木ダムは法廷闘争も—

～目次～

事務局からの報告	2
シンポジウム報告	12
水源連総会概要	17
水源連総会資料抜粋	19
事務局からの報告	20
治水問題	27
利水問題	34

同封文書



事務局からの報告

水源連だより 72号以降の活動を報告いたします。全国集会（川上ダムシンポ）・水源連第22回総会と石木ダム関係の報告です。

1. 全国集会と第22回総会の報告

今年の全国集会（川上ダムシンポ）は川上ダム（水資源機構が木津川上流の三重県伊賀市内に建設予定）に焦点を当てて10月31日（土）に、現地見学会と水源連第22回総会は11月1日（日）に行いました。全国集会（川上ダムシンポ）と総会の開催場所は共に、伊賀市内の青山福祉センターでした。伊賀市内で水問題と地域振興に取り組んでいる皆さんが実行委員会を立ち上げて、シンポ・現地見学会の準備を進めました。

(1) 川上ダム事業の概要

伊賀市では、ダムへの参加の必要性和特別天然記念物オオサンショウウオへの壊滅的な影響を懸念して川上ダムの見直しが求められていました。2012年9月に初当選した岡本栄伊賀市長は伊賀市の参加の是非を判断するため、川上ダムに関する検証検討委員会（委員長 宮本博司氏）を設置しました。公開の場でその是非をめぐって盛んな議論が行われました。委員会は人口、給水量の予測が実績とかい離していることから、水需要予測の見直しを求め、さらに川上ダムの代替水源の検討を求める上申書を提出しました。

伊賀市はこの上申書を踏まえて検討を行ったものの、2013年12月の「伊賀市水道事業の水の需要見直しと財政的影響に関する説明会」で、川上ダムに参加する方針を明らかにしました。その主な理由は既存水利権の一つである、川上ダムを前提とした豊水暫定水利権の解消です。しかし、川上ダムがなくても、この豊水暫定水利権は取水に支障をきたすことがないので、川上ダムに参加する必要はありません。

この方針が伊賀市から示されたことにより、川上ダムの事業者である水資源機構は川上ダムの継続を妥当とする検証結果を国交省に報告し、2014年8月に国交大臣は川上ダムの継続方針を決定しました。2022年度に完成する予定で、再来年度には本体工事に入るとされています。

このダムの目的は①淀川本川及び木津川沿川の洪水調節、②三重県伊賀市への水道用水の供給、③木津川の流水の正常な機能の維持、④既設ダム（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）の堆砂除去のための代替補給とされています。しかし、川上ダムも他のダム計画と同じように必要性がすでに失われています。②利水上の必要性は、実際には川上ダムなしで取水が可能な水利権を豊水暫定水利権として扱う恣意的な水利権許可行政によってつくられたものです。①の治水目的は、伊賀市の直下にある上野遊水地が大洪水に対応できるようにその越流堤を高くすることで対応できます。④「既設ダムの堆砂除去のための代替補給」という目的は他のダムでは例がない目的で、2011年2月の川上ダム事業実施計画第2回変更の前にはなかったものです。奈良県水道と西宮市水道が撤退し、三重県水道（伊賀市）の利水予定量がほぼ半減したことによるダム規模の縮小を防ぐために加えられた目的です。既設ダムの堆砂除去はそれぞれのダムで工夫して実施するものであるにもかかわらず、堆砂除去の代替補給が川上ダムの目的に加えられました。このような目的が付け加えられることこそが「川上ダムは先に事業ありき」の証左です。

NPO法人「伊賀・水と緑の会」の皆さんのホームページは、「特別天然記念物・オオサンショウウオは伊賀市の宝」として、川上ダムによる絶滅が危惧されると警鐘しています。

(2) 全国集会 シンポジウム「伊賀の水とのおつきあい」

必要性が失われた川上ダム事業により、「特別天然記念物・オオサンショウウオが絶滅してしまう。素晴らしい木津川水系の自然が破壊される。伊賀市民にはまったく理不尽な利水負担金がかかる。」、このような事態になることを食い止めるには多くの市民が事実を学び合うことから始めようと、シンポジウム「伊賀の水とのおつきあい」が開催されました。

約200名の参加がありました。

1) プログラム

地元代表挨拶 松原美省（元青山町長）

講演

- | | |
|----------------|---------------|
| ・ 上野地区の治水に異議あり | 今本博健 京都大学名誉教授 |
| ・ 伊賀の水道にまつわる話 | 嶋津暉之 水源連共同代表 |
| ・ 水の郷 伊賀のできるこ | 嘉田由紀子 滋賀県前知事 |

パネル討論「伊賀の水とのおつきあい～みちいのための選択」

パネリスト

今本博健、嶋津暉之、嘉田由紀子

コーディネーター

鎌田陽司

2) 報告・発言内容 その骨子

(ア) 地元代表挨拶 松原美省氏（元青山町長）

川上ダムの問題で、1960年代からこれまで50年間も悩まされてきました。美しい水は町の宝です。汚さずに下流に流れるように心がけてきました。かつては下流域で水需要があったのですが、今は伊賀市のみの水源のダムになっています。しかし、伊賀市の水需要も低下していて、利水ダムは不要です。

(イ) 上野地区の治水に異議あり 今本博健 京都大学名誉教授

下流で流下能力を増やす努力がほとんどなされずに、上流域に犠牲を強いる治水は「差別治水」ではないか。岩倉地点の水位流量曲線が複数提案されています。この設定次第で新たな洪水調節施設（川上ダム）は不要になります。

上野遊水地による洪水調節の開始が早すぎます。越流堤の構造（越流堤高と越流幅）を変えることで洪水調節の開始時期を遅らせれば、上野遊水地は大きな洪水に対応できるようになります。川上ダムは工夫次第で不要になるのです。

ダムによる洪水ピーク流量の低減効果はダムから離れるに従って小さくなる上、岩倉峡という狭窄部が自然の洪水調節の役割をしています。国交省はダムによる治水効果を過大評価しています。

(ウ) 伊賀の水道にまつわる話 嶋津暉之 水源連共同代表

伊賀市が木津川に依存している水道水源はゆめが丘浄水場の0.200m³/秒です。この水利権が川上ダム完成までの豊水暫定水利権とされていることから、安定水利権とするのに川上ダムが必要とされています。

上野市時代も含めて、記録に残る伊賀市の渇水は1986年冬期の節水協力の依頼があったときだけです。伊賀市の主要水源である「木津川の水源」は今まで取水制限を受けたことがありません。木津川の流況が安定しているからです。伊賀市水道の木津川水利権は安定水利権として許可されなければなりません。

この無駄なダムのために伊賀市民は1世帯あたり31～37万円の負担を強いられます。

水需要はどこでも減少の一途をたどっているのですが、伊賀市水道も例外でなく、給水量が次第に縮小していきます。

川上ダムには奈良県や西宮市の利水撤退等を受けて不要になった貯水容量を無理矢理使うため、「既設ダムの堆砂除去のための代替補給」という目的が付け加えられています。数字合わせに作られた目的です。

オオサンショウウオ絶滅の危機に象徴される環境破壊を許さず、不要なダム事業への費用負担を拒否しましょう。国交省に対して、理不尽な水利権行政をあらためさせ、木津川の豊水暫定水利権を安定水利権として許可することを強く求めましょう。

(エ) 水の郷 伊賀のできる事 嘉田由紀子 前滋賀県知事

今年の関東・東北水害は新しい治水政策の必要性を喚起しました。それは滋賀県が取り組んでいる、①町づくりや土地利用による治水、②温暖化時代の豪雨に対する避難態勢の確立、③住民による自主判断の強調です。

洪水対応型は自然観の違いにあるようです。カンボジアの洪水折り込み型生活とフランス・チェコ等の洪水溢水受容型、これは滋賀県での流域治水条例の基本にすえられています。洪水を河道に封じ込める管理型は近代化以降の日本で、洪水は国家の責任とする行政依存型です。

水とのつきあいを「近くの水」ととるのか、「遠くの水」ととるのか、という見方も出来ます。「近い水」は自己管理型で、「遠い水」は閉じ込め型水システムをつくり上げました。

税金の無駄遣い、自然の恵み破壊、子供・若者の育つ力のそこない、この3つの「もったいない」を意識しましょう。それが公共事業見直しの視点でもあります。

滋賀県の流域治水、それは①河川改修・ダムだけに頼らないさまざまな手段の総動員、②まちでも治水、③いつもの暮らしでも治水です。国も滋賀県方式に注目するようになっていきます。

政治を変えるには、首長を替えること、議員構成を変えることです。政策をによって首長と議員構成を選択できる状況をつくりましょう。次世代まで未来への安心を埋め込んだ政策づくりを進めましょう！

この集会は以上のように伊賀の水とのつきあいをみんなで考えようという主旨で開かれました。その上で必要な様々な視点からの情報と考え方が提供された集会でした。マスコミも大きく取り上げています。別頁の新聞記事をご覧ください。

(3) 現地見学会(11月1日)



現地見学会は8:30に宿舎ルートイン名張で簡単な説明を受けてからバスに乗り込んで出発し、ダム本体予定地の直下流地点、ダム予定地の眺望地点等と、宙の学舎（そらのいえ）を回り、11時前に総会会場である青山福祉センターに着きました。



(4) 第22回水源連総会

横山福祉センター教養娯楽室にて、11時過ぎから昼食を挟んで15時まで討議しました。

総司会役を水源連事務局の西島 和がつとめました。

共同代表の嶋津暉之が開会挨拶をしてから、全国集会の責任者を務められた鎌田陽司さん（木津川流域のダムを考えるネットワーク）と事務局会計の和波一夫を議長に選任しました。議長就任にあたって、鎌田陽司さんから地元を代表する形で、全国からの参加者に歓迎の挨拶がありました。

1) 「各地からの報告」

最初に水源連総会恒例の「各地からの報告」に入りました。事前に団体会員の皆さんにいただいていたこの一年の活動経過報告を掲載した総会資料集の順番に沿って、北から順に報告が進みました。発言者については別掲の「水源開発問題全国連絡会第22回総会 概要」をご覧ください。総会資料集の「各地からの報告」に沿って報告が行われました。水源連ホームページ掲載の「第22回総会資料集」をご覧ください。

<http://urx.red/pQAx> 「資料・データ」→「水源連関係の資料・データ」→「水源連集会・総会などの資料」

2) 事務局からは経過報告（会計報告を含む）、新年度の活動方針

上記資料集に沿って提案しました。

討論では、以下の意見が出されました。

- (ア) ダム事業に入る・継続するの判断基準を法的に明確にする必要がある。

例えば

利水目的：根拠となる水需要予測値と実績の乖離は〇〇%以内であること

治水目的：実現不能な数値は目標としない。

- (イ) 市民参加型の計画策定・再評価方式を地域からつくる。

- (ウ) 各論補足の「②ダム建設が益々不要になる時代を訴える →ダム等により破壊された地

域社会・自然環境の復活を目指す」は、砂防ダム・治山ダムも明記する。

(ア)・(イ)については重要な提起なので実現に向けて検討する、(ウ)については提案の通り修正する、ことになりました。

「②ダム建設が・・・」を下記のように修正します。

②ダム（砂防ダム・治山ダムを含む）建設が益々不要になる時代を訴える →ダム等（砂防ダム・治山ダムを含む）により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指す以上の討議を経て、事務局からの会計を含む経過報告と新年度の活動方針が承認されました。

3) テーマ別の報告と討論

17 ページに掲載の「水源開発問題全国連絡会第 22 回総会 概要」の内容で進みました。

総会資料集に掲載した内容の説明と意見交換がなされました。

- ・ 市民の考えをダム事業等の計画決定・再評価に反映させる方法として住民投票がある。
- ・ 「公共事業チェック議員の会」による鬼怒川災害視察を実施してもらうのがよい。
- ・ 河川砂防技術基準に照らして「ここは危ない」という箇所を分り易く提示することで市民の関心と呼ぶのではないか。
- ・ 氾濫域に人が住みすぎているのも事実。
- ・ ダムに依存しないで成功している事例の共有を図る。

などの意見が出されました。

利水については、徳山ダム導水路公金支出差止高裁判決の問題点が在間正史弁護士から報告されました。

「石木ダム反対地権者の強制収用との闘いと支援」については次項「総会で承認された主要事項」に記します。

4) 総会で承認された主要事項

2016 年度の獲得目標。

(ア) 進行中のダム事業の中止獲得を目指す

石木ダム中止に向けての取り組みを強化し、石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯約 60 名を守り抜く。長崎県・佐世保市によって来年 6 月にも強行されかねない 4 家屋の行政代執行による取壊しを絶対に許さない状況を全国の仲間と共に展開する。

立野ダム、安威川ダム、川上ダム、木曽川水系連絡導水路、設楽ダム、八ッ場ダム、南摩ダム、霞ヶ浦導水事業、成瀬ダム、城原川ダム、鳥海ダム、平取ダム、サンルダム、最上小国川ダム、山鳥坂ダム、平瀬ダムなど、各地の建設反対運動と連携し、中止に向けて取り組む。

(イ) 河川行政の抜本的な改善

今年 9 月の鬼怒川水害を繰り返さないため、安価な堤防強化工法による耐越水堤防の実現等、河川行政の抜本的な改善を求めます。

鬼怒川水害の実態を把握し、堤防決壊を引き起こした河川行政の問題を追及する。

ダム等の大規模河川事業に河川予算の大半を投入する河川行政をあらため、安価な堤防強化工法による耐越水堤防の実現を求めていく。

金食い虫で点の整備しかできず、治水対策として意味がなく、地元住民の立ち退きを強制するスーパー堤防計画の中止を求めていく。

(ウ) ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指す。

とりわけ不要が明確で、地域社会・自然環境に弊害をもたらすことも明白な路木ダム、新内海ダム、太田川ダム等については、建設まもないことから撤去は難しいと思われるので、水抜き空っぽ運用を目指す。

瀬戸石ダムの撤去、諫早干拓の開門、長良川河口堰の開門、霞ヶ浦常陸川水門の開門など、河川の遮断によって自然環境が破壊されたところの回復を目指す運動と連帯する。

自然環境の回復を目指すために、必要性が希薄となったダムリストを作成し、公表する。

もはやダム建設が必要とする時代が終焉していることを広く知らせるとともに、失われた自然と地域社会の回復に全力を入れる時代であることを環境問題に取り組む企業「パタゴニア」などと連携して、広くわかりやすくキャンペーンする。

(エ) 「住民不在の公共事業を排除する」キャンペーンを展開する。

「住民不在の公共事業を排除する」を実現するうえでのツールを見出す。

自治体の公共事業依存体質克服を目指すには、私たちに何ができるのかを検討する。

公共事業改革市民会議の構成団体として、公共事業全般にわたる問題を意識し、ともに連帯して応援しあうとともに、共通課題についてはその克服を図る。

(オ) 国会、政府対応

「公共事業チェック議員の会」等と連携して国会議員との情報共有を図るとともに、国にあたる。

ダム中止後の生活再建支援法の成立をめざす。

(カ) 石木ダム反対地権者の強制収用との闘いと支援

石木ダム建設絶対反対同盟の岩下和雄氏から、石木ダムの必要性についての話を拒否する一方で、取り付け道路工事に入ろうとする長崎県に対しての連日の阻止行動、地権者の言い分を聞かずに起業者の意向に応じて収用裁決を下すだけの収用委員会に対する開催阻止の闘いが報告されました。あわせて、今後の取組みとして裁判を起こし、起業者の長崎県と佐世保市を法廷に引きずり出して石木ダムの必要性がないことを明らかにしていくという方針が明らかにされました。その状況に対する水源連としての支援について事務局が提案し、意見交換の上、以下の取組みを確認しました。

(A) 現地支援

既成事実化を狙う付替道路工事等の強行に対する阻止闘争を引き続き支援します。それに向けて、現地阻止闘争への参加、長崎県・佐世保市への抗議文送付、長崎新聞・西日本新聞等への投書を広く呼びかけます。

4家屋を対象とした強制収用代執行を食止める世論の形成に向けて、上記に加えて、石木ダムが不要なばかりか弊害をもたらすことを知らせるビラを地元の方と一緒に作成します。一般世論形成に向けた新たな取組みの一環として佐世保市内等でのミニ集会開催に協力します

石木ダム事業認定取消訴訟・執行停止申立、工事差止仮処分申立、住民監査請求・住民訴訟などの裁判闘争に関して、以下のことに取組みます。

▶ 特に工事差止仮処分申立については、全国に広く、申立人を募ります。

1. 石木ダム事業に関係する工事それぞれについて中止させる取組みが重要です。

2. 石木ダム事業によって侵害される権利（人格権）の防衛が大切です。

石木ダム事業が強行されれば、下記事項をまねくからです。

◇ 無駄な事業による人権侵害

- ◇ 無駄な事業による環境破壊
- ◇ 無駄な事業への税金支出
- ◇ 本来優先されるべき事業の停滞

- 弁護団会議に参加（スカイプ参加も含む）して、訴訟進行準備に協力します。
- 訴訟の進行状況、開廷期日の様子等の報告や法廷傍聴要請等、水源連を初めとした多くの皆さんに情報共有を図ります。

(B) 石木ダム事業認定不服審査請求について、継続して取組みます。

口頭意見陳述については、最大の当事者である 13 世帯の皆さんが関わることができるように現地開催をはかると共に、石木ダムは不要であることを審査庁（国交省本省）が理解できるように、事業認定庁（九州地方整備局）との質疑応答の場確保を要請します。

(C) 事業認定見直し、国庫補助金支出見直し、長崎県・佐世保市への指導等を国に要請します。国会議員の皆さんと連携して取組みます。

これまでお世話になってきた赤嶺政賢衆議院議員、真島省三衆議院議員による国交省・厚労省等へのヒアリングの継続をお願いします。

公共事業チェック議員の会（事務局長 初鹿明博衆議院議員）による現地視察後の取組み（事業認定庁を含めた関係省庁からのヒアリング、長崎県・佐世保市への指導要請など）を要請します。

石木ダム対策議員の会（仮称）の立ち上げを目指します。

(キ) 公共事業改革市民会議等との連携

土地収用法を適用した横浜環状道路、家屋撤去を強行した江戸川区スーパー堤防など、人権を無視した「事業ありき」の強権的な公共事業に対して闘っていきます。

公共事業チェック議員の会と共に院内集会の開催を目指します。

5) 今年度の運営体制 前年度と同じです。よろしくお願いいたします。

顧問	藤田 恵
共同代表	嶋津暉之 遠藤保男
事務局長	遠藤保男
会計	和波一夫
会計監査	川合利恵子

6) 総会宣言

次頁の総会宣言を採択し、総会を終了しました。

石木ダム中止に向けた水源連第22回総会宣言

石木ダム計画が明らかになったのは1962年、それから53年、石木ダム建設絶対反対同盟13世帯の皆さんは「必要性がない石木ダムに生活の場を明け渡すことはできない」と闘い続けています。3世代にわたるダム反対の闘いは全国に例を見ないものです。13世帯の皆さんは「只ここに住み続けたいだけ」と反対理由を「こうばるの歌」で告げています。私たちは近年2回、総会・全国集会を石木ダム現地で開催しています。その都度、日本の農村を伝える原風景の素晴らしさと、そこに生きる皆さんの郷土を思う心に触れ、元気を一杯いただきました。こうばるは素晴らしい所です。

長崎県と佐世保市は、石木ダムの必要性を問う13世帯の皆さんを排除の対象としか見ていません。必要性を問われても答えることができないからです。石木ダムありきの辻褄合わせ、数字合せで必要性をでっちあげているからです。長崎県と佐世保市の対応は土地収用法の適用による追い出しと、事業の既成事実化です。既に4件の農地収用を済ませ、今は4軒の家屋を含む第2次収用裁決を収用委員会にかけています。長崎県収用委員会は「事業認定が前提。土地等の補償額を評価するのが収用委員会の役割」として地権者側の反論には一切耳を貸すことなく第一次収用裁決・明渡し裁決を下したことから、収用委員会開催は家屋すべての取壊しにつながります。10月7日と9日に予定されていた第2次収用委員会開催に対して、反対同盟と支援者の皆さんは会場にて開催中止を求めました。収用委員会は対応するすべもなく、両日の開催を中止しました。11月18日に予定していた収用委員会も中断となりました。

石木ダム建設絶対反対同盟13世帯60名の皆さんは、「石木ダムは不要。不要なダムに生活の場を明け渡すことはあくまで拒否する」「長崎県は覚書をかわしているのだから、収用法適用は違反」「事業認定は長崎県と佐世保市が提出した間違った情報による間違った判断。認定庁は取り消せ」「家屋が取り壊されようとも小屋を建てる。小屋も取り壊されればテントを張って暮らす。どんなことがあっても明け渡すことはない」と徹底抗戦を決意しています。

私たちは13世帯の皆さんと連帯して長崎県の暴走を阻止し、皆さんが育んできた地域社会と生活、ホタルの里、貴重な生態系を持つ素晴らしい自然環境を守り抜きます。

私たちは石木ダム事業がもたらす4つの負の遺産、

- ² 無駄な事業による人権侵害
- ² 無駄な事業による環境破壊
- ² 無駄な事業への税金支出・水道事業費支出
- ² 本来優先されるべき事業の停滞

を拒否します。そして、以下の取組みを通して 石木ダム中止を勝ち取ります。

◎ 石木ダム不要の世論喚起を各界に促す

◎ 起業者、事業認定庁、補助事業指定省への取組み ² 必要性がない石木ダム事業を強権的に推進する

- ・ 長崎県・佐世保市には直ちに石木ダム事業中止を求める。
- ・ 国土交通省には石木ダム事業認定取消しを求める。
- ・ 国土交通省と厚生労働省には石木ダムについて補助事業指定解除

◎ 裁判闘争

○ 事業認定取消訴訟・執行停止申立、工事禁止仮処分申立て等の裁判闘争

全国の皆さん、ご支援をよろしくお願いいたします。

全国の皆さん、長崎県と佐世保市への抗議・要請をお願いいたします。

2015年11月1日 水源開発問題全国連絡会第22回総会

2. 石木ダムの状況 11月30日、事業認定取消し訴訟を長崎地方裁判所に提訴しました。

現地では付替道路工事阻止行動が続いています。

長崎県は「事業認定で公益性は認められている」として「石木ダムの必要性について原点からの話し合い」要請に拒否を貫き、13世帯皆さんの迫出し手続きに邁進しています。実際、8月24日には4件の土地を収用してしまいました。4家屋を含む4件の土地を対象とした第2次収用・明渡裁決申請を審理する収用委員会開催が10月7、9日に予定されていましたが、13世帯と支援者の皆さんは「収用委員会は事業認定に基づいて土地を奪うことを追認するだけ。」として中止要請行動をおこない、収用委員会は開催を中止しました。しかし11月18日には非公開とした収用委員会審理が地権者当事者出席拒否にもかかわらず強行開催されました。

このままでは収用が進行し、長崎県と佐世保市は来年には家屋の撤去を強制・代執行するだけなので、13世帯の皆さんと弁護団は3つの法廷闘争を構え、起業者・長崎県と佐世保市を法廷の場に引きずり出して、石木ダムの必要性を問い詰めることにしました。「石木ダムが不要であることを法廷の場で明らかにし、それを広く長崎県民・佐世保市民・川棚町民に伝えて共有することで、『石木ダム反対、強制収用反対』の世論を巻き起こす」という方針です。

最初の提訴は11月30日の長崎地方裁判所への事業認定取消訴訟でした。

詳しくは右の長崎新聞 論説を参照願います。

(1) 三つの法廷闘争

三つの法廷闘争とは、下記3つの裁

長崎新聞
2015年(平成27年)12月2日 水曜日 総合 (2)

論 説

2015・12・2

禍根残す最悪の展開

石木ダム問題

東彼川棚町に計画される石木ダム問題で、反対地権者らでつくる原告団が11月30日、国を相手に計画に対する事業認定の取り消しを求める行政訴訟を長崎地裁に起こした。反対地権者が現住したまま事業が進む全国でもまれなダム計画は、ついに法廷に持ち込まれた。

石木ダムは、佐世保市の安定的水源として、川棚川流域の水害対策も兼ねて利水、治水両面の目的で県と佐世保市が建設を目指してきた。これに対し原告団は行政訴訟とは別に、当面の工事進捗(しんちよく)を阻止するため、県と佐世保市を相手に工事の差し止めを求める仮処分の申請も予定している。

土地所有者の権利を制限できるのは、憲法で規定された公共の福祉にかなう場合だ。原告団は、石木ダムの必要性の程度と、先祖伝来の土地と生活を守ろうとする住民の権利を比較すれば、明らかに後者のほうが重いと主張する。その理屈は単純だ。治水面は、既に川棚川は氾濫が起きているのは、単に土地や建物

より対策を強めるなら追加の改修をすべきで、利水面では佐世保市の予測に反して給水量は増えない。万一の大洪水に備えるにしても、雨が降らなければダムにも水はたまらない。水は他の手段で融通するしかなく、ダムで対応できる範囲には限りがある―というものだ。

一方、計画地に現住する13世帯はここで暮らし、働き、この環境と生活を子孫に残そうという強い意思を持っている。その住民から奪おうとしているのは、単に土地や建物といった不動産の価値にとどまらない。公共の福祉の根拠が薄弱なまま、強制収用でこの権利を破壊するのは許されない。しかし反対地権者が何度求めても、県は用地交渉なら応じるといって、事業の必要性の話し合いは拒絶する。この状況では、事業に対して客観的な評価を得るには訴訟しか方法がない。

こいつは主張に、県や事業認定した国がどう反論していくか。これがこの裁判の注目点である。

防災や水源対策をより充実させるとしても、自治体には財政上限度があり、間違った支出は県民生活の向上に充てられるべき税金の使い道に影響するとも強調し、当事者としての県民に広く原告参加を募るといふ。

40年かかって完了せず、しかし事業は止まらず、県は反対住民との対話を成り立たせることもできなかった。だが既に反対地権者の一部は強制収用され、家屋の一部も収用裁決が申請された。強制収用すれば、住民が訴訟に向かわされるのは必然だった。本県の公共事業の歴史に取り返しのつかない禍根を残す最悪の展開というほかない。(森永玲)

判をおこすことです。

1) 地権者が主体で行う、事業認定取消し訴訟と執行停止申立。

事業認定処分を無効としてその取消しを求めます。事業認定を根拠にした諸手続の執行を不可能にする効力があります。取消訴訟中にも諸手続の執行は進行するので、執行停止申立を行って進行を止めます。提訴の権利を持つのは地権者（漁業権者等を含む）に限られています。提訴には期限が設けられ、事業認定処分を知った日から180日以内、もしくは行政不服審査請求の審査結果が出てから180日以内とされています。その制限から、石木ダム建設絶対反対同盟の皆さん48名と共有地権者の皆さん62名、総計110名からなる皆さんが原告になり、11名の弁護士を代理人に立てて長崎地方裁判所に石木ダム事業認定取消し訴訟を提訴しました。

2) 「石木ダム事業遂行は私の危機」として全国レベルでの工事差止仮処分申立。

石木ダム事業がもたらす諸権利侵害の回避を目的に、工事等の中止を申立てます。

- ・ 無駄な事業による人権・財産権侵害
- ・ 無駄な事業による環境破壊
- ・ 無駄な事業への税金支出・水道事業費支出（補助事業なので国税も使われています）
- ・ 本来優先されるべき事業の停滞

を拒否することを一人一人が明確に意思表示して、中止を求めます。誰もが申立人になることができます。提訴後にも随時、原告追加が可能です。

3) 長崎県と佐世保市に対して、石木ダム事業に公金支出しないことを求める住民監査請求→住民訴訟

長崎県相手には長崎県民が、佐世保市相手には佐世保市民が、「石木ダム事業は不要な事業である」として、公金支出公金支出停止を求めます（住民監査請求）。この請求が認められなかったならば、長崎地方裁判所に対して、長崎県知事もしくは佐世保市長を被告にして公金支出差し止めを求める裁判を提訴します。石木ダム問題を地方自治の問題としてとらえての訴訟です。各自治体住民が原告になることが出来ます。

(2) 皆さんへの協力お願い

水源連は総会で確認した全国レベルでの工事差止仮処分申立人募集に取り組めます。同封の「石木ダム事業関連工事差止仮処分申立の申立人に！」を参照の上、皆さんが申し出られることをお願いいたします。申立は長崎地方裁判所佐世保支部へ2016年2月2日15時としています。よって、申立人の第一次集約は1月15日到着分までとします。この申立は申立人の随時追加が可能なので、皆さん大いに拡散をお願いいたします。

3. 年会費納入のお願い

水源連会計年度は総会終了に伴い、11月1日から新年度、2016年度会計になります。

つきましては、水源連の活動を支えていただくために、2016年度会費の納入をお願いいたします。ゆうちょ銀行の払込取扱票が同封されている方には、これを使っての会費納入をよろしくお願いいたします。

シンポジウム「伊賀の水とのおつきあい ～未来のための選択」 報告

シンポジウム実行委員 鎌田陽司

10月31日、伊賀市の青山福祉センターで行われたシンポジウムには、参加者が伊賀地域を中心に全国から200名ほどあり、川上ダム問題をめぐる今までで最大の集会となりました。各新聞社も事前事後に記事を書いてくれました。嘉田、今本、嶋津の3氏が川上ダム問題を深く掘り下げ、その不要性を強く訴え、今後に向けたヒントを与えてくれました。陰に表に支えてくれた水源連をはじめとするみなさまには、深く感謝したい。以下、シンポジウムとその背景、今後の見通しについて、概略をお伝えします。



○開催の経緯

検討が全く不十分なまま川上ダム建設計画が強引に推進されようとしていることに危機感を抱いた市民団体、市民が結集して木津川流域のダムを考えるネットワーク（木津川ネット）が2014年6月に結成されました。川上ダムに関して従来から活動してきた伊賀・水と緑の会以外に21の市民団体がメンバーとなっています。この木津川ネットで水源連の総会開催に協力しつつシンポジウムを開催しようという声が挙がり、地元市民を中心とする有志による実行委員会が2015年7月に結成されました。ちょうど伊賀市が人口減社会に対応するための新水道ビジョンの策定を始めたところでしたので、シンポジウム開催を通じた対話と協働を呼び掛けましたが、残念ながら伊賀市長及び水道部の参加は得られませんでした。それでも引き続き、伊賀市当局には対話と協働を呼び掛けていくことになりました。また、木津川ネットを今年度支援してくれているパタゴニアが、シンポジウム開催に協力してくれることになりました。

○開催の趣旨と目的

今まで、心ある市民の思いが、「反対」という枠に押し込められ、色付けされて、排除されてきたのが、川上ダム問題であり、伊賀市の行政や地域社会の問題としてありました。シンポジウムの実行委員会は、従来の賛成と反対の対立構造を越える第三の立場に立ち、対立ではなく対話を真剣に求めることを大切にしようといくことになりました。

伊賀は森と水の国。豊かで美しい水に恵まれた水の郷。このポテンシャルをこそ活かすべきなのに、そして水は不足しておらず、これからは人口減少が進む中で水はさらに余ってくるのに、なぜ巨大ダム開発を今から行うのでしょうか？巨額の負債を未来の子供たちに負わせて、本当に良いのでしょうか？現状から目をそむけずしっかりと見つめることで、希望ある未来の道筋が見えてくると実行委員の私たちは信じます。長年の経緯で建設が決まった川上ダムについて、今になって見直すというのはおかしいと言えるかもしれません。しかし、時代も大きく変わり、水需要が減少することが確実になったのに、計画を見直さないというのもおかしいことではないのでしょうか？シンポジウムの基本方針は、事実を大切に、対話と協働を、未来のための3点としました。

○シンポジウムの概要

総合司会は地元の愛農高校の教員が務めました。地元を代表して、元町長で水利権問題に造詣が深い松原美省氏があいさつをしたあと、今本博健氏の「上野地区の治水に異議あり」の講演があり、今年の6

月に完成式典が行われた上野遊水地越流堤の高さが、不当に低くつくられており、改善が必要であること、そして川上ダムは中止すべきであることが、学問的な検討に基づいて提言されました。続いて、嶋津暉之氏の「伊賀の水道にまつわる話」という講演では、伊賀市の水は不足しておらず、今後も不足することはないことが実証データに基づいてはっきりと示されました。そして、国交省が水利権許可権を盾にダム建設を強制している理不尽さを、伊賀市の行政は市民とともに訴え、法外に高い費用負担を強いられつつある現状を変えていくことが提言されました。続いて、嘉田由紀子氏の講演「琵琶湖からの提言」では、9月の関東・東北水害から見る新しい治水政策の必要性、「近い水」と「遠い水」、滋賀県の6つのダム建設凍結・中止とその後、流域治水とは？なぜ滋賀県の条例制定に8年もかかったのか？などのことが話され、伊賀市議22名中21名が川上ダムの推進議員連盟に入っている現状を変えるしかない、ということが提言されました。

そのあとに行われたパネル討論では、利水、治水、滋賀県におけるダム中止と国との関係、流域治水推進条例、今後の取り組みなどが主な論点となりました。

○参加者の感想

参加者の感想をいくつか紹介します。



- ・3名の講演、パネル討論はわかりやすく、素晴らしい内容でした。参加者だけでなく、多くの国民に聞いて欲しいと思った。
- ・原子力村の「大先輩」ダム村は、根深い官僚支配の典型です。
個々の事例での斗いに連帯し、あきらめずに斗いを広めたくて参加しました。
- ・政治家の私利私欲のためにダムにしても、原発にしても決められていく。非常に危ない国政に進んでいる。日本国民みんなでもっと根本的な政治について、一考する必要がある。
- ・川上ダムについては、シンポジウムに参加して、絶対反対となりました。事実が知れて、本当に良かったです。子、次世代を考えて行動することを実感しました。
- ・伊賀に住みながら、ああ、そうなんだと。いままで知らなかったこと、関心なかったことを恥じます。
- ・川上ダムは、本当に必要ないダムなのだと改めて思いました。
- ・川上ダムは必要ありませんネ！税金は有効に使ってほしいです。
- ・ダム貯水池の汚れた水は飲みたくない。
- ・政治が変わらなくてはという意見は、唯一のダム中止の可能性かなと感じた。まず伊賀市議会に反対派を多く当選させるべし。
- ・住みよい社会にするためには、政治家を変えることが必要だと痛感しますが、行動するのは難しいです。
- ・水はいのち。「水利権」を地方自治に取り戻そう。
- ・市民としては、自分のこととしてどれだけ考えられるか、そして未来に不要な負担を残さないように。
- ・とても勉強になりました。思いつきの参加でしたが、最高でした。
- ・たくさんの方が参加してくださり、良かったです。今後もこういう場を計画してください。

○今後の見通し

2017年度の川上ダム本体工事着工をなんとか先送りさせるために、今後も引き続きできることを行っていきます。素晴らしかったシンポジウムを一過性のものにしないために、近々ネットにシンポジウムの講演やパネル討論の映像をアップするとともに、詳しい内容を冊子としてまとめて、来年刊行・公開する予定です。並行して、川上ダム問題、特に利水問題で伊賀市における世論を喚起するための勉強会や問題提起、対話の呼びかけを行っていきます。水源連につながるみなさまのお力を引き続きお借りできれば幸いです。また、問題の構造はほとんど同じだと思いますので、ぜひ各地の運動とも連帯を深めていければと願っています。

伊賀の水シンポ 31日 プログラム決まる

川上ダム・上野地域の治水など考える

伊賀市阿保の青山福祉センター教養楽室で31日に開かれるシンポジウム「伊賀の水とおつきあい」のプログラムを実行委員会が発表しました。午後1時半に開会。元青山町長・松原美省さんらのあいさつに続き、嘉田由紀子・前滋賀県知事ら3人が講演し、パネル討論をする。

講演の主な内容は次の通り（講演順）。今本博健・京都大名誉教授は上野遊水地と川上ダムの関係を取りあげ、上野地域の治水の現状と今後の方向性を話す。嶋津暉之・水源開発問題全国連絡会共同代表は国の水

利権行政の問題点を述べ、川上ダムの建設で伊賀市民の負担がどうなるかなどを話す。嘉田氏は知事在任中に進めたダムの中止・凍結や、流域治水推進条例の目的などについて講演する。

パネル討論の後、ダムの計画のある全国各地から報告やアピールなどがある。午後5時までの予定。

実行委員会は「一方的な決めつけや批判でなく、未来の世代のために望ましい道を探る」としている。

問い合わせは山形さん（090・9359・2964、メールはazuma3292703@yahoo.co.jp）へ。

読売新聞伊賀版 2015 年 10 月 30 日

取り組んだ国のダム計画凍結の経緯や流域治水条例の制定などについて「滋賀県からの提言」として講演。今本さんは川上ダムの治水

ダムや水の問題を考えるシンポジウム「伊賀の水とおつきあい 未来のための選択」が31日午後1時半～5時、伊賀市阿保の青山福祉センターで開かれる。主催する市民有志の実行委員会は「川上ダム（伊賀市）や水道事業を通じ、人と水の関わりを考えたい。賛否の立場を超えて対話を」としている。

前滋賀県知事の嘉田由紀子さん、京都大名誉教授の今本博健さん（河川工学）、水源開発問題全国連絡会（水源連）共同代表の嶋津暉之さんが30分ずつ、講演と提言を行う。

嘉田さんは、知事として取り組んだ国のダム計画凍結の経緯や流域治水条例の制定などについて「滋賀県からの提言」として講演。今本さんは川上ダムの治水

（洪水を防ぐ）効果や上野遊水地の構造について持論を述べ、聴衆に問いかける。嶋津さんは、川上ダム建設に伴う市民負担や暫定水利権など、河川行政の問題点を指摘する。

続いて3人によるパネル討論があり、治水と利水、行政と市民の協働、水の自治を論点に市民が進むべき方向性や取り組みを探る。

参加費500円（高校生以下無料）。事前に申し込みを託児（500円）も受け付ける。問い合わせは、実行委の山形東さん（090・9359・2964）へ。

元滋賀県知事・嘉田さんから講演 10月31日にシンポジウム 伊賀市で

（伊賀タウン情報ユ—2015年10月29日）



シンポジウム「伊賀の水とおつきあい 未来のための選択」（同実行委員会主催）が10月31日午後1時30分から、伊賀市阿保の青山福祉センター教養楽室で開かれる。元滋賀県知事の嘉田由紀子さんの講演も予定している。

実行委員会は、伊賀地域に住む有志たちで組織。シンポジウムは伊賀市の治水と利水について考えてもらおうと、初めて企画した。

講演は午後1時40分から京都大学名誉教授の今本博健さん、午後2時20分から水源開発問題全国連絡会の共同代表の嶋津暉之さん、午後3時から嘉田さんが登壇。午後3時33分からのパネルディスカッションは、3人が「伊賀の水とおつきあい」と題して討論を行う。

会場からの質問も受け付ける。終了予定時間は午後5時。

同委員会では「川上ダムや上野遊水地は、水道料金にも関わることで、市民一人ひとりが水について考える機会にしてもらえれば」と参加を呼び掛けている。

参加費は1人500円で、高校生以下は無料。事前に申し込みすれば託児もできる。問い合わせは実行委員会の山形さん（090・9359・2964）へ。

2015.10.30.

毎日新聞
伊賀

嘉田前知事ら 水源問題語る

あすシンポ

シンポジウム

「伊賀の水との
おつきあい 未

来のための選択」が31
日、伊賀市阿保の青山
福祉センターで開か

れ、嘉田由紀子・前滋
賀県知事らが講演す
る。

嘉田前知事は「滋賀
県からの提言」をテー
マに語る。他に今本博
健・京都大名誉教授が
「上野地区の治水に異
議あり」、嶋津暉之・
水源開発問題全国連絡
会共同代表が「伊賀の
水道にまつわる話」と
題して話す。

講演後、3人は利水
と治水の両面から、未
来のためには何を選択
すべきかについて討論
する。

主催の実行委は「人
口が減っていく中で、
今の水の恵みを大切に
すれば、巨額の水源開
発をして莫大な借金を
子どもに残さずに済む
のではないか」と問題
提起。今後、本体工事
が進む川上ダム（伊賀
市）に対する賛成、反
対の対立を超えて「未
来の世代のために望ま
しい道を探りたい」と
参加を呼び掛けてい
る。

参加費500円。託
児希望者は30日までに
申し込む（500円）。
問い合わせは実行委
の山形さん（090・
9359・2964）。

【大西康裕】

伊賀の水題材
きょうシンポ

前滋賀知事ら講演

水について考えるシ
ンポジウム「伊賀の水
とのおつきあい 未
来のための選択」が三十
一日午後一時半から、
伊賀市阿保の青山福祉
センターで開かれる。

治水や利水に関し
て、京都大名誉教授の
今本博健さん、全国の
ダム事情に詳しい水源
開発問題全国連絡会共
同代表の嶋津暉之さん
と前滋賀県知事の嘉田
由紀子さんがそれぞれ
講演。パネル討論もあ
る。地元住民らでつく

る実行委が主催する。

青山地区では川上ダ
ムの計画が進むが、主
催者は「反対、賛成の
対立を越え、多角的、
科学的に考えたい」と
している。

参加費は五百円で、
高校生以下無料。

実行委員の山形さ
ん 090(9359)
2964

（中山梓）

川上ダム巡り討論

専門家「伊賀市の負担重い」

伊賀市で建設計画が進められている川上ダムや水利用、治水などについて考えるシンポジウム「伊賀の水

そのおつきあいは31日、伊賀市阿保の青山福祉センターで開かれ、市内外から約200人が集まった。



パネル討論する嘉田由紀子氏(右)ら＝伊賀市阿保

今本博健・京都大名教授(河川工学)は、伊賀市で6月に運用が本格化した上野遊水地について、越流堤の高さが最適値よりも低い疑問を呈し、「越流頻度を増やすことで、川上ダムが必要だと地元から言が出るようにしたのでは」と指摘した。

嘉田由紀子・前滋賀県知事はパネル討論で、在任中に滋賀県が制定した流域治水条例の考え方が、国にも理解されるようになってきたと説明した。今本氏は滋賀県の取り組みに関連し、「30年後は確実にダムは終わりだ。滋賀県は時代を先取りしたが、国土交通省はまだ仲間内の公平行政をしている」と述べた。

嶋津暉之・水源開発問題全国連絡会共同代表は講演で、川上ダムの建設にかかる1266億円のうち、伊

賀市の負担額は123億、147億円(利息・消費税込み、国庫補助金を除く)になるとし、全国の他の水源開発に比べて市の負担が重いとした。パネル討論で

は、「国は不当な水利権行使で伊賀市にダム建設への参画を強いている。不当さを全国に訴えることを期待している」と話した。(駒井匠)

伊賀の水事情を探る

前滋賀県知事ら登壇しシンポジウム

伊賀市の水事情を考えるシンポジウム「伊賀の水そのおつきあいは未来のための選択」が三十一日、伊賀市阿保の青山福祉センターであった。前滋賀県知事の嘉田由紀子さんと治水、利水の専門家が

登壇し、ダムや遊水地について話した。嘉田さんのほか、京都大名教授の今本博健さん(河川工学)は青山地区で計画が進む川上ダムと、市内で整備されている上野遊水地についてデータを示



パネル討論をする(左から)今本さん、嶋津さん、嘉田さん＝伊賀市阿保で

しながら説明。川上ダムは中止すべきと訴えた。水源開発問題全国連絡会共同代表で、各地のダム問題に詳しい嶋津暉之さんは、川上ダム建設にかかる市民の負担や伊賀の水利権について話した。

三人によるパネル討論では、在任中にダム建設の凍結、中止に取り組んだ嘉田さんが川上ダムについて「国民の税金を泥棒するなど言いたい」と訴えた。シンポジウムは地元住民らでつくる実行委員会が主催し、約百三十人が参加した。(中山梓)

川上ダム中止へ議員代えよう

嘉田・前滋賀県知事 シンポで講演

「伊賀の水そのおつきあいは未来のための選択」(実行委主催)が10月31日、伊賀市阿保の青山福祉センターが開かれ、市内外から約230人が参加した。びわこ成蹊スポーツ大学長の嘉田

由紀子・前滋賀県知事が琵琶湖からの提言として講演し、「川上ダム(伊賀市)を止めるには、政治家を代えるしかない」と訴えた。嘉田前知事は、滋賀県が昨年3月、全国初の流域治水条例を制定

したことを説明。「ダムだけに頼らない、さまざまな手段を総動員する治水」と定義し、河川掘削や堤防、調整池の整備などのほか、水害履歴の公表による防災意識の向上も訴えた。特に不動産取引に水害リスク情報を提供する条文中、保守系県議が反発したことを紹介した。さらに、知事就任後、滋賀県の大戸川ダムと丹生ダムをストップさせた経緯から「もう遅いかもしいが、川上ダムを中止したければ、身近な議員から代えよう」と話した。【村瀬達男】



講演する嘉田由紀子・前滋賀県知事＝伊賀市阿保の青山福祉センターで

「水源開発問題全国連絡会」第22回総会 概要

2015年11月1日（日）11:00～15:00

伊賀市青山福祉センター 教養倶楽室

（敬称略）

司会（西島 和）

開会あいさつ（嶋津暉之）

議長選出 鎌田陽司（木津川流域のダムを考えるネットワーク）、和波一夫（水源連）

I 全国各地からダム問題への取り組みの報告

- 当別ダム
安藤加代子（当別ダム周辺環境を考える市民の会）
- 成瀬ダム
高橋佳紀（成瀬ダムをストップさせる会）
- ハッ場ダム
神原禮二（ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会）
嶋津暉之（ハッ場あしたの会）
鈴木郁子（STOP ハッ場ダム・市民ネット）
- 思川開発（南摩ダム）
高橋比呂志（思川開発事業を考える流域の会）
- 砂防ダム
田口康夫（溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える）
- 設楽ダム
市野和夫（設楽ダムの建設中止を求める会）
- 長良川河口堰
武藤 仁（長良川市民学習会）
- 木曽川水系連絡導水路
小林 収（導水路はいらない愛知の会）
- 川上ダム
鎌田陽司（木津川流域のダムを考えるネットワーク）
- 安威川ダム
江菅洋一（愛威川の自然を守るネットワーク）
阿字地洋子（大阪安威川の治水を考える流域連絡会）
- 苫田ダム
橋本省吾（緑・川・人フォーラム）
- 石木ダム
岩下和雄（石木ダム建設絶対反対同盟）
- 城原川ダム
平田憲一（城原川ダムを考える会）

- 川辺川ダム、荒瀬ダム
吉村勝徳（球磨川漁師の会）
- サンルダム、平取ダム、鳥海ダム、霞ヶ浦導水事業
紙面報告の骨子の紹介（嶋津）

Ⅱ 水源連の活動報告と活動方針の提案（会計報告を含む）

- 2015 年度活動報告と 2016 年度の活動方針案
遠藤靖男（水源連）
- 2015 年度会計報告と 2016 年度予算案
和波一夫（水源連）
討論 → 拍手で承認

Ⅲ テーマ別の報告と討論

- ① 鬼怒川の堤防決壊が求める河川行政の転換（治水行政をどのように変えるべきか）
水源連からの報告（嶋津）
討論（以下同様）
- ② 水余りが一層進行する時代の水行政（水行政をどのように変えるべきか）
水源連からの報告（嶋津）
札幌市水道の水需要予測下方修正の報告（安藤加代子）
徳山ダム導水路・名古屋高裁判決の問題点（在間正史（木曽川水系導水路裁判弁護団））
- ③ 完成したダムの見直しにどう取り組むか
大田川ダム、新内海ダムの問題（遠藤）
只見川のダム堆砂災害（嶋津）
- ④ アメリカのダム撤去のように川の自然を取り戻す取り組み
荒瀬ダムの撤去（吉村勝徳）
利根川のウナギプロジェクト（嶋津）
川上ダムとオオサンショウウオ（畑中昭子（伊賀・水と緑の会））
- ⑤ 石木ダム反対地権者の強制収用との闘いと支援
水源連の取り組み（遠藤）
現地の闘い（岩下和雄（石木ダム建設絶対反対同盟））

集会宣言（石木ダム問題）（遠藤）

水源開発問題全国連絡会

第22回総会資料（抜粋）

2015.11.1

三重県伊賀市

2015 年水源連総会 事務局からの報告

1. 今年の総会で特に目指したいことー13 世帯を守り抜く & 全国の闘いを共有しあうー

2009 年当時、ダムへの批判が高まっていました。「ダムは様々な災いをもたらす。ダムを造らない河川行政を進めよう」、「いかなる洪水に対しても人命を守ることが治水の目的であるはずなのに、ダムではその目的は果たせない」、「利水については節水機器の普及と人口の減少で、水需要は減少の一途を辿っており、新たな利水ダムは不要」というものでした。

「コンクリートから人へ」を合い言葉にした政権交代で、ダム事業の検証が始まることになりました。当初は各ダム計画について、必要性からしっかりと見直すものと思われていました。

ところが、検証の結果は惨めなものでした。まず、本体工事着手済みのダムを検証対象外にしたため、路木ダムや内海ダム再開発のように、検証対象から外れるよう、本体工事の駆け込み契約をした事例もありました。ダムの検証は必要性については形だけの検討で終わらせ、ダム代替案との費用比較では代替案の費用を膨らませ、ダム案の費用は残事業費として比較するため、自動的にダム案が採用される方式で進められました。そのため、私たちが中止を求めているダムはほとんどが「事業推進」となりました。これまで眠っていたダム計画が揺り起こされた事例も少なくありません。

石木ダムの場合を見えます。

2009 年の政権交代でダム検証が行われることになり、長崎県と佐世保市は危機感を募らせ、同年 11 月、国に事業認定を申請しました。

長崎県の検証結果「石木ダムが最も有利」を審議する「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」（2009 年 11 月 20 日 国交大臣の私的諮問機関として設置）は 2012 年 4 月 26 日、傍聴を強く希望する地権者を排除するため、会議室に続く道筋に幾重もの職員によるピケで阻止するという前代未聞の状況の中で県の検証結果を容認し、同年 8 月 11 日に国交省が追認しました。それでも、国交省の対応方針には「地元の方々の理解が得られるように努力することを希望する」との文言が付記されていたのですが、九州地方整備局は自公政権に戻るや、強制収用のための事業認定の審査業務を加速し、2013 年 9 月 6 日に事業認定を告示しました。

事業認定されても 13 世帯はひるむことなく反対を貫いています。長崎県と佐世保市は 13 世帯排除の道をまっしぐらに走り、今年の 8 月 24 日には農地 4 件約 5,500m²を収用。このままでは、13 世帯の住居取り壊しが現実のことになってしまいます。何としても阻止しなければなりません。

佐世保市水道の給水量が減少の一途を辿ってきているにもかかわらず、佐世保市は V 字型に急激に水需要が上昇するとし、さらに朝長則男市長は、約 20 年前の大渇水を持ちだして市民の危機感を煽り、「石木ダムが必要だ」を説いています。長崎県は「河道の整備が進んだので、戦後のすべての洪水が再来しても氾濫しない」と言いながら、「100 年に 1 度の大洪水対応を目指す」とまったく根拠のない数値を持ち出して建設を推進しています。（そのような洪水が来たとしても、計画通りの河道を整備すれば、安全に流下します。）

必要性のないダムのために住んでいる人を追い出す。これは憲法が保障する生存権や基本的人権の侵害です。「公益性有り」として事業認定されると、収用委員会は補償金の調停をするだけとして、事業認定への疑問提示に答えようとしません。地権者が事業の必要性をまったく理解できないまま、補償額が決められてしまいます。補償金の受け取りを拒否しても法務局に補償金が供託されると、売買契約が終了したとされて収用され、更に補償金に対する課税までされてしまいます。それも、事業認定不服

審査請求していて審査庁の裁決が下りてもいないという状況の中での進行です。このような問答無用の強権発動のやり方を決して許してはなりません。

10月7日・9日に予定されていた、住居4軒と土地3万m²を対象とした第2次収用委員会の開催は地権者らが阻止しましたが、収用委員会が年内にも収用・明渡し裁決を下すと、来年の6月には4軒の住居が行政代執行によって取り壊される事態になりかねません。私たちは全力でそのような事態になることを阻止しなくてはなりません。

この総会では、石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんを守り抜くために私たちにできることをしっかりと話し合いたいと思います。

次いで、①全国の皆さんが関わられている闘いを報告しあって相互に共有する、②必要性のない事業を推進したことの行く末（当別ダム完成後に札幌市水道が大幅に水需要予測を下方修正、開発した水利権が一度も使われたことのない徳山ダム、開かずの導水路になっている霞ヶ浦導水の利根導水路など）を見据えて、同じ誤りを繰り返さないための知恵を出し合う、③形振り構わず推進される全国のダム等事業に対してどのように運動を展開していくかを議論したいと思います。

多くの運動がダム等事業が不要であることを十分に実証しているにもかかわらず、政治や裁判で負けている現実を直視し、それへの対応策を何としても見つけ出すきっかけを得たいと思います。世論の掘り起こし方、世論の把握方法、世論の構成の分析方法なども検討できればと思います。

2. 水源連事務局が取り組んだこと

◇ 「草の根活動家のためのツール会議」参加（パタゴニア主催） 2014年11月

活動のノウハウ（ツール）を提供することで、環境保護活動をより「賢い」「力強い」ものにしようという取り組み

◇ 国土審議会水資源開発分科会への申し入れ 2014年12月12日

「今後の水資源政策のあり方について」の答申（原案）の改善すべき点について

以下、抜粋

1. 会議傍聴者の質問や発言機会の確保、パブリックコメントの実施などにより、民意を反映した上で答申案をまとめるべきです。
2. 水需要が減少の一途を辿り、水余りがますます顕著になっていく時代において利根川水系等のフルプラン、その根拠法である水資源開発促進法がいまだに必要なのか、根本からの問い直しをすべきです。
3. 従来の水需給計画、ウォータープラン、各水系のフルプランの問題点、すなわち、水需要の過大予測、保有水源の過小評価という問題点の検討がされるべきです。
4. これまでの水資源政策がもたらした負の側面、とりわけ、ダムと河口堰の建設により河川の自然と社会がどのように変化したのかについて総括がされるべきです。
5. 放射性物質による汚染の影響を受けにくく、おいしくて安価に得られる地下水の価値を見直し、地下水を重要な水源として位置付けるべきです。

◇ 石木ダム問題

1. 事務局から弁護団会議に出席 時にはスカイプ参加
2. 共有地権者と賛同者からなる「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」が、機関誌「こうばるからこんにちは」1～4号を発行。
3. 第1次収用委員会に対応、出席。

4. 川棚川下流部の内水氾濫想定区域の実地検証などを行いました。
5. 長崎県が石木ダムの工期 6 年延長案を長崎県公共事業評価監視委員会にかけました。
 - 5 団体・弁護団連名での長崎県公共事業評価監視委員会委員に向けた意見書・資料集の作成に協力
6. 共有地権者へ長崎県石木ダム建設事務所の古川章所長名で土地譲渡依頼が郵送されたことへの対応
 - 8 月 3 日の説明要請行動に参加
7. 住居 4 軒と土地を対象とした第 2 次収用裁決申請、共有地を含む残地すべてと住居 9 軒を対象とした第 3 次収用裁決申請準備開始への対応
 - 9 月 2～7 日 測量立入り阻止闘争に参加
8. 10 月 5 日、長崎県知事への面会要求行動、提訴方針発表記者会見に立会い
9. 行政不服審査請求をしている共有地権者を対象に、「こうばるからこんにちは第 4 号」を送付して、事業認定取消訴訟・執行停止申立の原告募集と資金カンパお願いを開始
10. 「事業認定不服審査請求で申し出た意見陳述は現地で公開の場で」を審査庁（国交大臣）に要請

◇ 城原川ダム問題

1. 「城原川を考える会」の佐藤悦子さんの案内で現地視察を行いました。
2. 情報公開請求で城原川及び城原川ダムに関する資料を入手して、その検討結果を「城原川を考える会」に提供しました。
3. 城原川ダムの検証のパブリックコメントに対して、伝統的な治水工法である「野越」を活用すれば、城原川ダムが不要であることなどを実証した意見書を提出しました。
4. 「城原川を考える会」の要請により、上記の意見書に対する検証主体（九州地方整備局）の見解に対して反論書を作成しました。
5. 「城原川を考える会」はHPを持っていないので、同会の機関誌を水源連HPに掲載しています。

◇ 川上ダム問題

1. 「木津川流域のダムを考えるネットワーク」からの要請により、情報公開請求で伊賀市水道、木津川等に関する資料を入手して、伊賀市水道にとって川上ダムが必要か否かについて詳細な検討を行いました。
2. その結果を同団体とともに伊賀市に対して報告し、質問書を提出しました。
3. 今本博健京大名誉教授とともに、地元の集会で川上ダム問題の講演をしました。

◇ 鳥海ダム問題（秋田県の直轄ダム）

1. 環境アセスの手続きが開始されましたが、代替案との比較を行う戦略的環境アセスを省略したため、その基本的な問題点を指摘する意見書を提出し、「鳥海ダムと市民生活を考える会」の活動を支援しています。

◇ ハッ場ダム問題

1. 本体工事着工への抗議行動に参加しました。
2. 未買収地強制収用のための事業認定申請に対して意見書を提出、公聴会で公述しました。。
3. 情報公開請求で諸データを入手して、ハッ場ダム問題の市民団体とともに地すべり問題や有害鉄鋼スラグ問題等について取り組んでいます。

◇ 北海道の平取ダム、サンルダム、当別ダム

1. 情報公開請求で諸資料を入手して地元の運動への技術的な支援を行っています。
2. 札幌市の水需要架空予測問題について、北海道自然保護協会とともに、厚生労働省、総務省と交渉しました。

◇ パタゴニア日本支社と共に東京アースデイに参加

◇ 公共事業改革市民会議

1. 6月24日（水）15時から衆議院第一議員会館地下大会議室にて、水源連が構成団体になっている「公共事業改革市民会議」主催、「公共事業チェック議員の会」後援の「ストップ！強権政治、地域自立への道筋大集会」を開催しました。

◇ 広報活動

1. 水源連ホームページの運用
2. 水源連MLの運営
3. 水源連だより の発刊 70-72号

3. 私たちの課題 新年度の活動方針

とにかく、石木ダムを中止に追い込むことと、各現地での闘いに勝利することです。住民不在の公共事業はあってはなりません。

2016年度の獲得目標を記します。

1) 進行中のダム事業の中止獲得を目指す

- ① 石木ダム中止に向けての取り組みを強化し、石木ダム建設絶対反対同盟13世帯約60名を守り抜く。長崎県・佐世保市が来年6月にもやりかねない4軒住居の行政代執行による取壊しを絶対に許さない状況を全国の仲間と共に展開する。
- ② 立野ダム、安威川ダム、川上ダム、木曽川連絡導水路、設楽ダム、ハッ場ダム、南摩ダム、霞ヶ浦導水事業、成瀬ダム、城原川ダム、鳥海ダム、平取ダム、サンルダム、最上小国川ダム、山鳥坂ダム、平瀬ダムなどの建設事業反対運動と連携を取り合い、中止に向けて取り組む。

2) 河川行政の抜本的な改善

今年9月の鬼怒川水害を繰り返さないため、安価な堤防強化法による耐越水堤防の実現等、河川行政の抜本的な改善を求めます。

- ① 鬼怒川水害の実態を把握し、堤防決壊を引き起こした河川行政の問題を追及する。
- ② ダム等の大規模河川事業に河川予算の大半を投入する河川行政をあらため、安価な堤防強化法による耐越水堤防の実現を求めていく。
- ③ 金食い虫で点の整備しかできず、治水対策として意味がなく、地元住民の立ち退きを強制するスーパー堤防計画の中止を求めていく。

3) ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指す。

- ① とりわけ不要が明確で地域社会・自然環境に弊害をもたらすことも明白な、路木ダム、新内海ダム、太田川ダム等について、建設間もないことから撤去は難しいと思われるので、水抜き空っぽ運用を目指す。
- ② 瀬戸石ダムの撤去、諫早干拓の開門、長良川河口堰の開門、霞ヶ浦常陸川水門の開門など、河川の遮断によって自然環境が破壊されたところの回復を目指す運動と連帯する。

- ③ 自然環境の回復を目指すために、必要性が希薄となったダムリストを作成し、公表する。
- ④ もはやダム建設が必要とする時代が終焉していることを広く知らせるとともに、失われた自然と地域社会の回復に全力を入れる時代であることをパタゴニアなどと連携して、広くわかりやすくキャンペーンする。
- 4) 「住民不在の公共事業を排除する」キャンペーンを展開する。
 - ① 「住民不在の公共事業を排除する」を実現するうえでのツールを見出す。
 - ② 地方自治体の公共事業依存体質克服を目指すには、私たちに何ができるのかを検討する。
 - ③ 公共事業改革市民会議の構成団体として、公共事業全般にわたる問題を意識し、ともに連帯して応援しあうとともに、共通課題についてはその克服をはかる。
- 5) 国会、政府対応
 - ① 「公共事業チェック議員の会」等と連携して国会議員との情報共有を図るとともに、国にあたる。
 - ② ダム中止後の生活再建支援法の成立をめざす。

◎ 各論補足

① 石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯約 60 名を守り抜く。

- 物心両面にわたって全国からの支援を確立して、守り抜く取り組みです。
 - ・ 水源連事務局は弁護団会議参加（スカイプ参加を含む）、収用委員会参加、起業者との交渉参加、作戦会議等を通して、現地及び石木ダム対策弁護団との情報交換・意思疎通をしっかりとる。
 - ・ 共有地権者を中心とする「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」を運営する。
 - ・ 事業認定取消訴訟・執行停止申立提訴についてはその準備段階から支援・協力する。

② ダム建設がますます不要になる時代を訴える → ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指す

利水面では人口減少と節水型機器の普及で水需要が縮小して水余りが一層進行していく時代に入っています。

治水面ではダムは雨の降り方で効果が左右されるギャンブル的な治水対策であり、有効性が極度に限られています。あわせて、ダム事業に河川予算の大半が投入されるため、河川改修が遅れ、脆弱な堤防が放置されています。ダム建設ではなく、いかなる洪水がきても壊滅的な被害を食い止める治水行政を目指します。

川の流れを分断しているダム・堰等については、その必要性の有無を検証し、開門・撤去をめざし、破壊された地域社会・自然環境の復活をはかります。

③ 公共事業チェック議員の会

2012 年の衆議院選挙、2013 年の参議院選挙で「公共事業チェック議員の会」の多くの議員が議席を失ってしまいました。2014 年の衆議院選挙で環境派・公共事業慎重派の元議員が少なからず議席を取り戻しています。「公共事業チェック議員の会」が体制を立て直し、現地視察から活動を再開しました。その第 1 弾が 10 月 23 日の石木ダム予定地の視察でした。同議員の会と連携を保って、国会議員の皆さんに働きかけていきます。

④ ダム中止後の生活再建支援法の制定

「ダム中止」となった場合の地元住民の生活再建が必要と考え、水源連は十数年前からダム中止後の生活再建支援法案を作成して提案してきました。

川辺川ダムはダム中止後の生活再建支援法による裏付けがないため、五木村の「ダム中止後の生活再建」が中途半端なままになっています。

五木村が求めているように、ダム中止後の生活再建支援法を制定し、抜本的な生活再建、地域社会の再建を可能にするシステムの確立が急務です。

この法律は、ダムが中止になっても町おこしが図られる内容になっているので、ダム依存しか選択しようがないと考えている自治体にとって、これまでの選択を変える支えになることが期待できます。

この問題は公共事業チェック議員の会との連携が必要です。

⑤ ダム問題を広く知っていただくために

ダム事業の徹底見直しを実現するには問題意識を広く共有できるツールの活用が必要です。これまで通りの「水源連だより」、水源連MLの活用、水源連ホームページの充実を図っていきます。水源連ホームページは水源連仲間だけではなく全国の皆さんへの情報発信・情報交換の場として活用していきます。皆様からの情報提供をよろしくお願いします。

これからもパタゴニアと連携して、ダム問題と川の望ましい姿について多くの方と語り合えるよう努めます。

⑥ 今年度の運営体制（案）

顧問	藤田 恵
共同代表	嶋津暉之 遠藤保男
事務局長	遠藤保男
会計	和波一夫
会計監査	川合利恵子

2015 年度会計報告と 2016 年度予算方針

2015年度会計

会計年度は、2014年11月1日から2015年10月31日まで（実務上は10月15日現在で締めて整理）

水源連2015年度会計報告		2015年度	
		単位 :円	内訳
収入の部	前年度繰越金	1,152,070	このうち切手分17220円
	年会費個人	243,000	
	年会費団体	285,000	
	会員カンパ	73,000	
	助成金	1,283,233	パタゴニア助成金
	雑収入	11,537	資料売上・講演会残金等11474円、利子63
	2015年度収入小計	1,895,770	前年度繰越金を除く収入
	合計（繰越金＋収入小計）	3,047,840	
支出の部	水源連だより印刷代	319,729	水源連だより70号～72号、資料集、封筒印刷
	水源連だより送料	110,308	ヤマト運輸便、封筒発送
	HP経費	152,886	ホームページ維持管理費
	事務費	117,210	情報公開請求、宛名シール、コピー、プリンターインク
	会議費	0	会議室代
	行動費	240,452	交通費等
	協賛金	12,100	水循環基本法フォローアップ委員会事務局、公共事業改革市民会議
	振り込み手数料分担	10,420	会費納入振込水源連負担分
	切手使用	342	郵便による資料発送
	合計	963,447	
収入－支出	次年度繰越金	2,084,393	このうち切手分16878円

水源連の会計年度は、11月1月から10月31日の一年間となっています。2015年度の収入小計は189万5770円で、収入小計のうち52万8千円が年会費（個人24万3千円、団体28万5千円）でした。前年度比べ会費は14万3千円の増となりました。さらにパタゴニアの助成金が増額されて128万円もの大きな額となりました。

支出は96万3447円で、支出のうち45%を「水源連だより」等の印刷・発送費に使用しました。また、16%を水源連ホームページの維持管理に使用しました。このように支出の約60%が広報関係でした。その他には、石木ダム建設反対運動関係の行動費等が24万円で支出の25%でした。

収入合計（前年度繰越金と収入小計の合計）は304万7840円であり、これから支出96万3447円を引いた208万4393円が次年度繰越金となります。以上のように助成金の増や会費の増などのより繰越金が大きくなりました。

これまでと同様に「水源連だより」の発行を中心に予算執行していきますが、2016 年度は、水源連活動として、全国各地との連携をさらに強化するため、助成金を有効に活用していきます。特に石木ダム状況逼迫対応として、学術調査、チラシ作成・配布、その他の現地支援活動を強化し、行動費としては、上記を踏まえて 50 万円を計上します。

水源開発問題全国連絡会 会計監査報告

水源開発問題全国連絡会の 2015 年度（2014 年 11 月 1 日～2015 年 10 月 31 日）会計のうち、2015 年 10 月 15 日までの収支決算を監査した。その結果、簿記ならびに証書等の管理は適切に行われていることを確認した。また、予算執行についても疑義が認められないことを確認した。

なお、2015 年 10 月 16 日～2015 年 10 月 31 日の収支については、次年度に監査を実施する。

2015 年 10 月 15 日

水源開発問題全国連絡会 会計監査人

署名 川合 利恵子 

治水問題の報告

1 鬼怒川堤防決壊が求める河川行政の転換

嶋津暉之

(1) 四つの大規模ダムの洪水調節で防げなかった堤防決壊

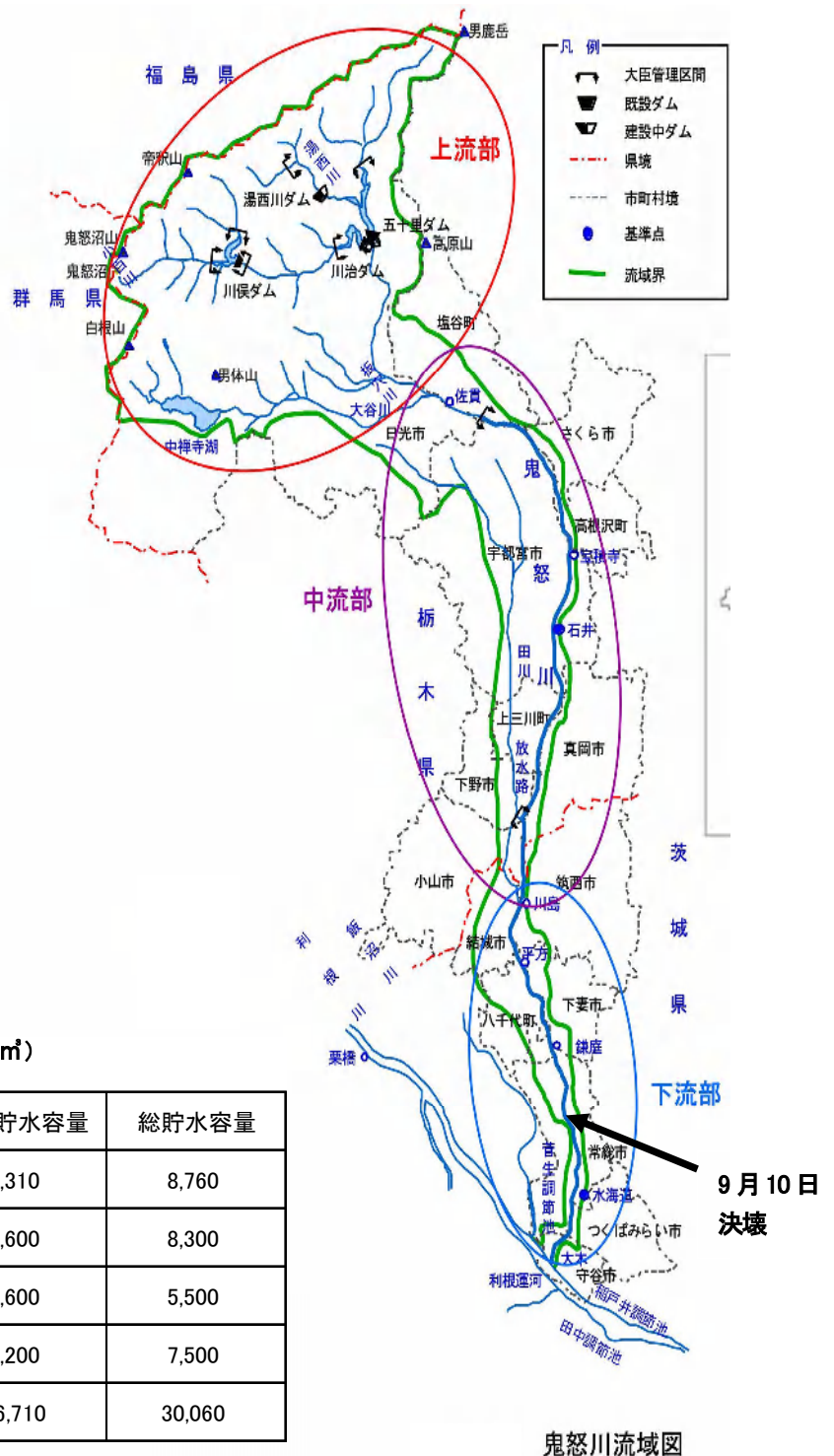
今年9月の台風18号で鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害が発生した。茨城県常総市の浸水家屋は床下浸水約6,600戸、床上浸水約4,400戸、浸水面積は約40平方キロメートルにも及んだ。決壊で鬼怒川から溢れた洪水が家々を次々と襲っていく凄まじい状況が放映され、堤防決壊がもたらす被害の恐ろしさに息を呑む思いであった。線状降水帯が栃木県北部を中心に居座り続け、観測記録を塗り替える大豪雨が引き越した洪水であった。

鬼怒川上流には国土交通省が建設した四つの大規模ダムがある。五十里ダム、川俣ダム、川治ダム、湯西川ダムである。湯西川ダムはつい最近、2012年に完成したばかりであり、ダムの上にまたダムをつくる、屋上屋を架すようなダム建設が行われてきた。これら4ダムの治水容量は1億2530万立方メートルもあり、今回の洪水ではルール通りの洪水調節が行われた。しかも、鬼怒川では4ダムの集水面積が全流域面積の1/3を占めており、ダムで洪水調節さえすれば、ほとんどの洪水は氾濫を防止できるとされていた河川であった。

しかし、堤防が決壊し、凄まじい被害をもたらした。洪水時の雨の降り方は様々であり、上流ダムで洪水調節をしても、ダム上流域以外の流域での雨量が急増すれば、中下流は氾濫の危険にさらされる。今回の鬼怒川堤防決壊はその典型例であった。ダムでは流域住民の安全を守ることができないのである。

鬼怒川水系4ダムの貯水容量(万 m^3)

	治水容量	利水容量	有効貯水容量	総貯水容量
川俣ダム	2,450	4,860	7,310	8,760
川治ダム	3,600	4,000	7,600	8,300
五十里ダム	3,480	1,120	4,600	5,500
湯西川ダム	3,000	4,200	7,200	7,500
4ダム	12,530	14,180	26,710	30,060



（２）鬼怒川下流部の危険性は警告されていた

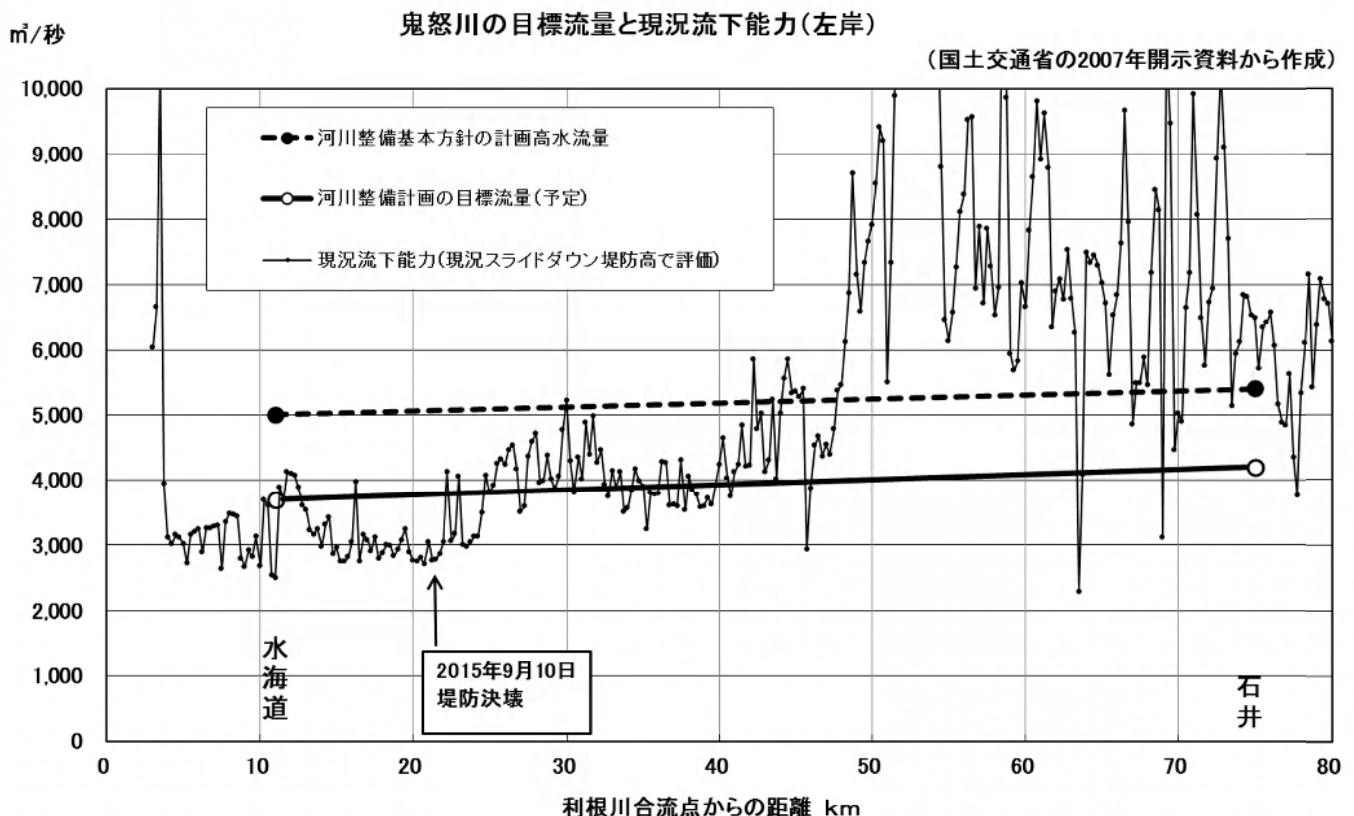
鬼怒川は中流部では 600～700 メートルの川幅があり、ゆったりと流れるが、下流部になると川幅が半分程度に狭まるため、洪水水位が上昇しやすく、それに対応できる河道整備が必要である。しかし、下流部の河道整備は遅々として進められなかった。

国交省の資料で、鬼怒川の流下能力を点検すると、下流部は流下能力が大幅に不足していることが明白であったので、筆者はその問題を裁判で指摘したことがある。

栃木県では、栃木県が関与する湯西川ダム、南摩ダム（思川開発）、ハッ場ダムの建設事業をめぐる住民訴訟が 2004 年から今年まで行われた。これら 3 ダムは治水・利水の両面で必要性がなく、且つ、かけがえのない自然を喪失させる事業であるから、3 ダムに対する栃木県の事業費負担は不要不当な支出であるとして、住民が栃木県に対して支出差止めを求める裁判を起こした。本裁判は今年 9 月 8 日の最高裁の決定で住民側の敗訴が確定した。

この裁判で筆者は、2008 年の意見書において湯西川ダムとの関連で次のことを指摘した。「鬼怒川中流部はほとんどのところすでに十分な流下能力を有しているのに対して、下流部は状況ががらりと変わる。必要な流下能力を大幅に下回っている区間が多く、河道整備が非常に遅れている状況にある。巨額の河川予算が投じられている湯西川ダム事業を中止し、その予算で鬼怒川下流部の河道整備をすみやかに進めるべきである。」

鬼怒川における今回の大規模な堤防決壊は、流下能力が大幅に不足していて氾濫の危険性があるところでの決壊事故であった。



（３）安価な堤防強化工法の導入を拒む国土交通省

利根川の河川予算はハッ場ダム、湯西川ダム、南摩ダム、霞ヶ浦導水事業といった大規模なダム等事業が優先されてきた。利根川水系における 1998 年度以降の治水予算の推移をみると、河川改修費は最近まで年々減少してきたのに対して、ハッ場ダム等のダム建設費は必要な規模を維持し、2007～11 年度

は河川改修費を上回っている。今後は河川改修に重点的に河川予算を振り向けるべきである。

といっても、堤防を嵩上げしたり、堤防を拡幅したりする河川改修の工事を河川の長い距離で行うためには多額の費用がかかるから、一朝一夕では進められない。通常の河川改修の方法を取る限り、何十年という歳月を要するから、河川改修が終わるまでの間に今回のような決壊事故が再び起きないとは限らない。

では、どうすればよいのか。水害で最も恐ろしいのは堤防の決壊である。一挙に決壊することさえなければ、洪水が堤防から溢れることがあっても、その場合は洪水がゆっくり広がっていくから、被害の程度に雲泥の差がある。家々を押し流すこともなく、人々は避難することができる。堤防の決壊を防ぐための堤防強化が肝要なのである。

洪水が越水しても決壊しない、あるいは決壊しづらい堤防に強化する安価な技術はすでに用意されている。堤防のコアに土とセメントを混ぜた地中壁をつくるソイルセメント工法や、堤防のコアに鋼矢板を打ち込むハイブリッド工法である。堤防1メートル当たりおよそ50～100万円の費用で堤防を強化できるとされている。

国交省が江戸川の下流部等で計画しているスーパー堤防は堤防1メートル当たりおよそ2000～4000万円の整備費用がかかるから、それと比べて格段に安い。実際にスーパー堤防はあまりにも整備に費用が嵩むため、遅々として進まず、「点」の整備しかできず、意味を失っている。しかも、居住者を工事期間中（3～4年）立ち退かせるため、高齢者などにとって過酷な事業になっており、江戸川区北小岩一丁目地区の事業では住民から中止を求める裁判が起こされている。

ところが国交省は、堤防を越水する洪水が流れても耐えられる堤防（耐越水堤防）はスーパー堤防しかないとして、前述の安価な堤防強化工法の導入を拒否している。その理由は土堤原則、すなわち、堤防は土で構成されるべきであり、異物を堤防のコアに入れると、長期的には変形し、はく離や空洞化が生ずるから、土以外の異物を入れてはならないというものである。しかし、堤防の応急強化策として、堤防の法尻に鋼矢板を打つことはよく行われていることであり、土堤原則は理由にならない理由である。

安価な堤防強化工法を認めてしまうと、スーパー堤防事業を推進する論拠が失われてしまうから、国交省は土堤原則を持ち出していると考えざるを得ない。

鬼怒川下流部のように流下能力が著しく不足している河川では、安価な堤防強化工法で堤防を強化することが急務であるが、それを拒んでいるのが国交省である。ダム建設やスーパー堤防の整備といった大規模河川事業の推進に固執し、安価な堤防強化工法の導入を拒み続ける国交省の河川行政が今回の堤防決壊を引き起こしたと言っても過言ではない。

下流部では洪水ピークのカット効果が激減する 4 ダムの洪水調節

国交省は右表のとおり、4ダムの洪水調節がなければ、下流の水海道（約11km地点）でピーク水位が25cm上昇して浸水区域が大きく拡大したというシミュレーションの結果を示し、ダムの効果の宣伝に努めている。このシミュレーションは条件を仮定して計算したものであり、今回の洪水を正しく再現しているかどうかは定かではないが、仮に4ダムで25cmの水位低下効果があったとしても、流量で見ると、その削減効果はきわめて小さい。

ダムの効果による 各地点の水位低下量 (cm)	
	効果
平方水位観測所	約56
決壊箇所(21.0k)	約25
鬼怒川水海道 水位観測所	約25

関東地方整備局第5回鬼怒川・小貝川有識者
会議（2015年10月29日）資料1より

水海道地点の今年度の水位
流量関係式（HQ式）^{〔注〕}は未
確定であるので、過去の各年度
のHQ式を情報公開請求で求
めたところ、今回の洪水に比較
的合うのは平成19年度のHQ
式であった。このHQ式に今回
の洪水の最高水位8.08mを入
れると、3,941 m³/秒になり、
今回の洪水のピーク流量の公
表値約4,000 m³/秒に近い値に
なった。そして、このHQ式に
25cm高い8.33m(8.08+0.25)
を入れると、4,115 m³/秒にな
った。実績ピークの公表値
4,000 m³/秒に合わせて補正す
ると、 $4,115 \times (4,000 \div 3,941) = 4,180$ m³/秒となる。

〔注〕水位流量関係式（HQ式）：河川で常時観測しているのは水位であって、洪水時に浮子（ふし）を投げ
込んで流量観測を行い、その結果から水位と流量の関係式を年度ごとにつくる。その式から流量を求める。

よって、国交省の計算でも上流4ダムの洪水調節は下流部では4,180 m³/秒を4,000 m³/秒へ約5%引
き下げただけである。

一方、ダム地点で4ダムの洪水調節がない場合のダム放流量を計算し、実績ダム放流量（下流側の川
治ダム+五十里ダムの放流量）との差をとると、上図のとおり、2,000 m³/秒以上になる。

したがって、今回の洪水ではダム地点では2,000 m³/秒以上の洪水ピーク削減効果があったものが、
水海道地点ではわずか約180 m³/秒にとどまり、1/10以下に激減している。

鬼怒川水系ダムによる洪水ピークの削減量が下流で激減した理由は、①ダム地点の洪水ピークと下流
部の洪水ピークとの間に時間のずれがあったこと、②下流部まで流下する間に川幅が広い中流部で河道
貯留効果が働き、洪水ピークが減衰したことにある。

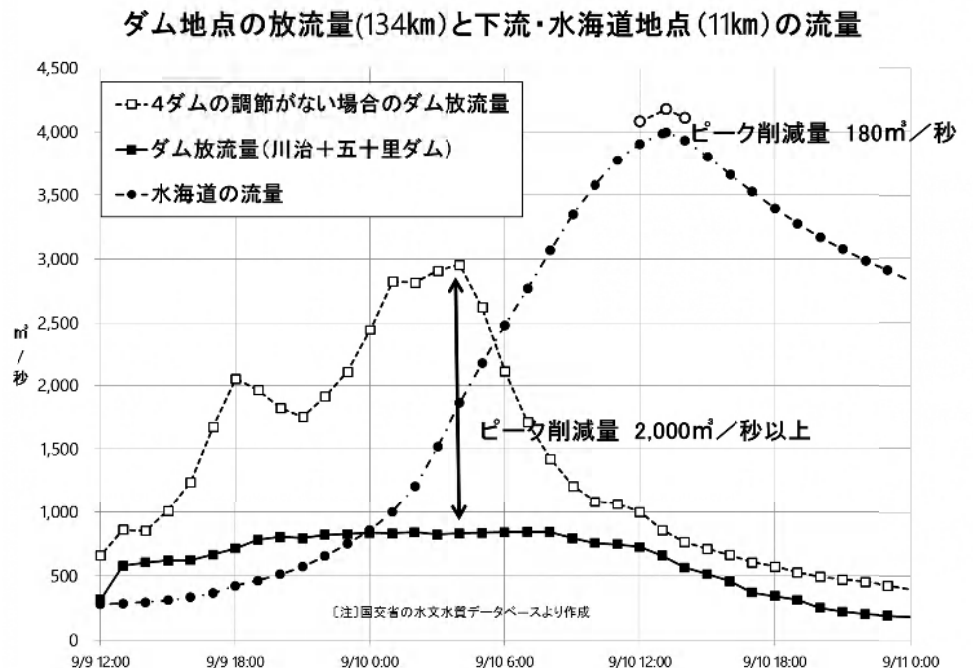
このように、国交省の計算でも、ダムの洪水調節の治水効果は効率がきわめて悪い。

湯西川ダムの建設事業費は1840億円にもなるから、4ダムを合わせた事業費を現在価値で表わせば、
6000億円以上になるであろう。このような巨額の河川予算をかけても、4ダムでこの程度の治水効果
しか得られないのであって、ダムを重視する河川行政の誤りは明らかである。この予算を河道整備に
振り向けていれば、決壊を防ぐこともできたであろう。

川治ダムの緊急放流 日光市藤原地区の約140戸が一時避難

今年10月9日の下野新聞が「上流 日光・川治ダム越流の恐れ」「迫る緊急放流 住民避難」という
見出しで、鬼怒川水系4ダムの一つ、川治ダムの直下で9月10日午前4時45分に一時避難の発令が
出されたことを伝えている。川治ダムが満杯以上になって、緊急放流する危険が高まり、洪水をコン
トロールできなくなる恐れが生じたため、日光市藤原地区の約140戸が一時避難したのである。大雨
が収まり、緊急放流は見送られたが、もし緊急放流していれば、ダムの直下はダムの洪水調節の効果
を前提とした河道になっているので、氾濫し、大きな被害が発生したに違いない。

このように、ダムとは、満水になると、調節機能を失い、かえって危険な存在になるものであり、
その面でもダムに依存した河川行政からの脱却を図るべきである。



2 滋賀県流域治水の推進に関する条例の要点

(滋賀県のQ & Aより)

(1) 「地先の安全度」とは？

地先の安全度マップは、みなさんのご自宅やお勤め先などの場所が、どのくらいの水害リスクがあるのかを滋賀県がシミュレーションにより求めた図です。平成24年9月18日～平成25年8月13日に各市町毎に公表したものです。

どれくらいの雨の時にご自宅などの近くを流れる川や水路があふれ浸水するおそれがあるのか、あふれた場合はどの程度の被害となるのかを明示したものです。

例えば、10年に一度程度降る雨(概ね1時間に50mm)、100年に一度程度降る雨(概ね1時間109mm)が発生した場合、どの程度の浸水深さとなるおそれがあるのかをご覧くださいことができます。

一級河川が溢れる洪水に加えて、普通河川や農業用排水路など、身近な水路の氾濫(内水氾濫)なども想定したものです。たとえば、一級河川の溢水や破堤はなく、内水氾濫だけで浸水深が深くなると予想される区域は、一級河川の整備がすすんでも地先の安全度マップに変化は生じません。

(2) 「浸水警戒区域」とは？

「地先の安全度マップ」を踏まえ、200年確率の降雨があった場合に人命被害を生じるおそれが判明した区域に対し、指定をおこなおうとするものです。

浸水警戒区域では、浸水に対して安全な建築としていただくよう条件を設定したいと考えています。水害リスクの明らかになった地域に対して、県が支援制度を創設し、責任を持って対策をするということを示すのが区域指定です。

(3) 「建築制限」とは？

「浸水警戒区域」の中で住宅や社会福祉施設等を建てる場合、水害リスクに対して適切な対応がされ、安全な住まい方がされる条件をクリアしているかどうかを県がチェックする「許可制度」のことです。

右の写真をご覧ください。右の家屋は平屋なので軒下まで水没しています。一方、左の家屋は、2階建てなので、水があがってきても避難空間が確保できています。

水害リスクの高い区域では、軒下まで浸水するような建物は、大雨の時には命にかかわるので止めておく、逃げ遅れた時のために避難空間を確実に確保しておく、という「安全な住まい方」をルール化しています。

(4) 「浸水警戒区域」の指定は、どのようにおこなわれるのですか。



区域指定の手順

かならず水害に強い地域づくり協議会での検討を経てから、区域指定がおこなわれます。

条例制定

水害に強い地域づくり協議会

地先の安全度マップをふまえ、避難場所の選定、安全な避難経路、避難のタイミングなど、地域の特性を踏まえた避難・警戒体制等の検討



区域指定にあたっては、具体的に議論を重ね、合意形成を図ったうえで「水害に強い地域づくり計画」を策定することとしております。

(5) なぜ「200 年確率の降雨」を対象とするのですか。

「200 年確率の降雨」は、最大規模の災害を想定して設定したものです。

200 年に 1 回という確率は、30 年間では 14%の確率でありうるということです。100 年間では 39%です。3 人に 1 人は、親子 3 代のうちに、命に係わる危険性のある水害に遭遇する可能性を示す数字です。

1. 「200 年に 1 回おこる災害」が、今後 1 年間におこる確率は、 $1 \div 200 = 0.5\%$ です。
2. 「200 年に 1 回おこる災害」が、今後 1 年間におこらない確率は、 $100\% - 0.5\% = 99.5\%$ です。
3. 「200 年に 1 回おこる災害」が、今後 30 年間に一度もおこらない確率は、 $99.5\% \times 99.5\% \times \dots$ (30 回繰り返す) $\times 99.5\% = 86.0\%$ です。
4. 「200 年に 1 回おこる災害」が、今後 30 年間におこる確率は、 $100\% - 86.0\% = 14\%$ です。

(6) 「浸水警戒区域」の中では、新たに建物は建築できないのですか。

建築できます。次に示す建物は条例に定める条件をクリアしていただきたいと考えています。

1. 住宅 2. 社会福祉施設 3. 特別支援学校および幼稚園 4. 病院、診療所および助産所
販売所や工場など、上記以外の建物については、条件を設けることはありません。

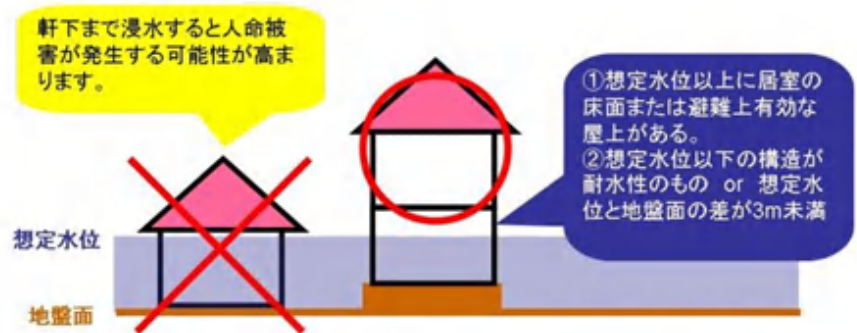
(7) 「浸水警戒区域」の中にある既に建っている住宅は、建て替えないといけないのですか。

将来、増改築する時に、安全に住むための条件をクリアしてください。地盤盛土等の対策を行い、想定水位以上の高さに避難できる空間を確保してください。

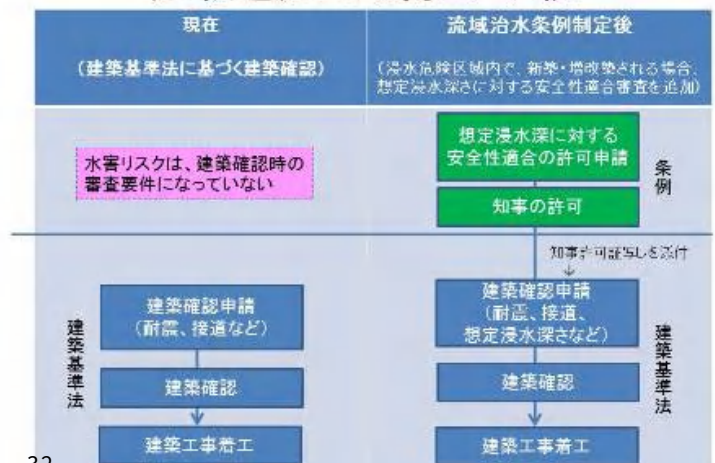
または、地域防災計画等に位置づけられた避難場所など、浸水が生じた場合に確実に避難できる要件（広さ、距離、経路、管理状況等）を満足する避難場所が付近にあることが必要です（ただし、社会福祉施設等は除きます）。

「建築制限」は、上記（右図）

の条件を満たし、水害リスクに対応した安全な住まい方がされるかどうかを県がチェックする制度です。



建物を建てる際の手続



(8) 「浸水警戒区域」で地盤の嵩上げをして家を建てる場合、どれくらいの嵩上げが必要ですか。

2 階建ての場合、想定浸水深が 3 メートルの

ところであれば最高で2センチ、4メートルのところであれば最高で1メートル2センチです。

(8) 「浸水警戒区域」の中で住宅等を建築する場合、どのような手続きが必要なのですか。

従来の建築確認申請の前に、知事あてに想定浸水深に対する安全性適合の許可申請をしていただくことになります(条例第14条)。

水害リスクは、現行の建築確認手続きの中の審査要件になっていないため、建築確認申請の前に行っていただきます。

(10) なぜ住民に罰則を掛けるのですか。

現行の「滋賀県建築基準条例」の中にある災害危険区域制度のうち、出水に係るものを抜き出して「滋賀県流域治水の推進に関する条例」に移すという法制度上の操作をしています。このため、現行法制との整合性を維持するよう、現行の「滋賀県建築基準条例」の中にある罰則規定を「滋賀県流域治水の推進に関する条例」でも規定しようとするものです。

したがって、新たに特別な罰則規定を創設するものではありません。

ただし、条例上の罰則については「当分の間、適用しない」としました。

しかし、浸水警戒区域は、建築基準法に定める「災害危険区域」となりますので、本条例の規制に違反した場合は、建築基準法第9条第1項の規定により是正のため必要な措置が命ぜられ、この命令に従わないものに対しては建築基準法の罰則規定が適用されます。(罰則：20万円以下の罰金)

本条例の罰則が適用されない「当分の間」であっても、本条例の規制は、建築基準法の罰則で担保されることになります。

この場合であっても、罰則については、地域で決めたルールを破って勝手に危険な住宅開発をするなどの悪質な行為が行われる場合に適用になります。

(11) 「浸水警戒区域」に指定された区域に対し、県として支援を考えていますか。

「多重防御」による人命被害回避方法への支援制度としては、「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」と「避難場所整備事業」を検討しています。

「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」は、「浸水警戒区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC造、ピロティ化等工事の費用を助成しようとするものです。

「避難場所整備事業」は、「浸水警戒区域」に対して有効な避難場所の新設(改築含む)を行う際に県が費用の一部を助成しようとするものです。

浸水深が3m以上の区域に現在お住まいの方への支援制度(検討中)

・宅地嵩上げ浸水対策促進事業

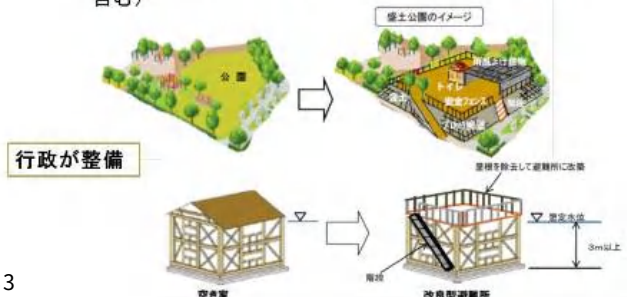
- 「浸水危険区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC、ピロティ等工事の費用を助成



浸水深が3m以上の区域に現在お住まいの方への支援制度(検討中)

・避難場所整備事業

- 「浸水危険区域」に対して有効な避難場所の新設(改築含む)

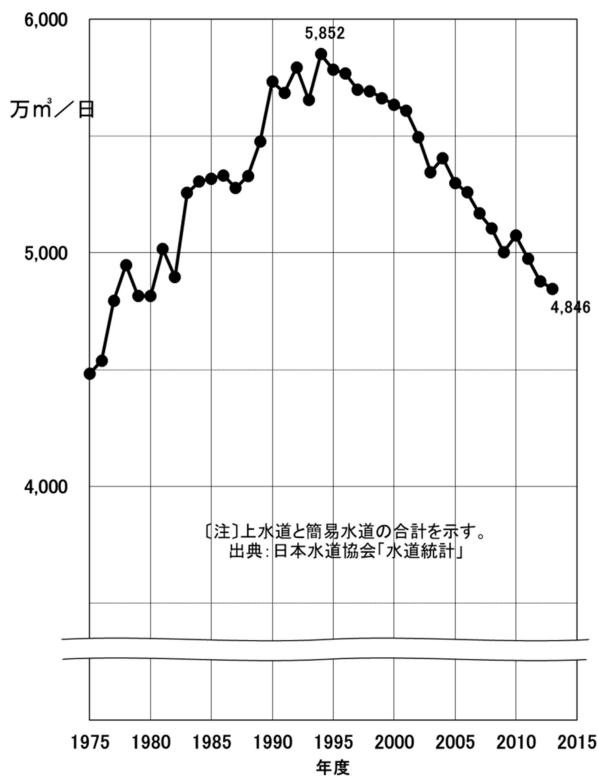


1 減り続ける水需要 水余りが一層進行する時代へ

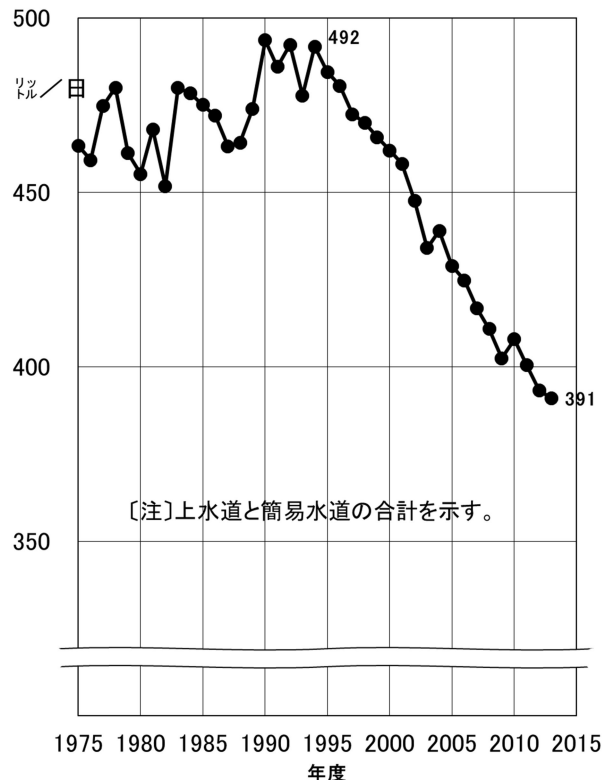
水道用水も工業用水も基本的に減少の一途を辿り、水余りがますます進行する時代になっている。

全国の水道の一日最大給水量は1994年度から2013年度までの19年間に約1000万 m^3 /日も減っている。一人一日最大を400リットル/日と仮定すると、2500万人分の水道給水量が減ったことになる。首都圏を含む利根川流域6都県も水道用水の減少がかなりのスピードで進行している。

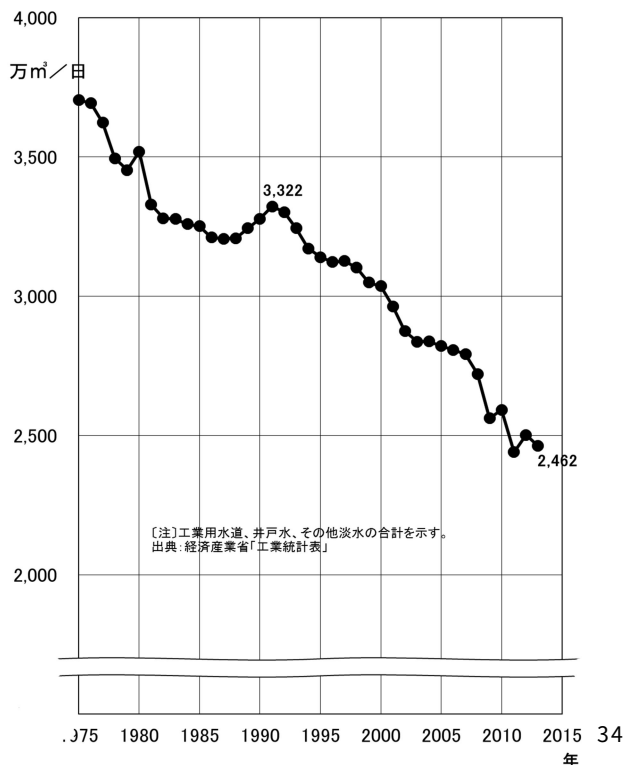
全国の水道の一日最大給水量の推移



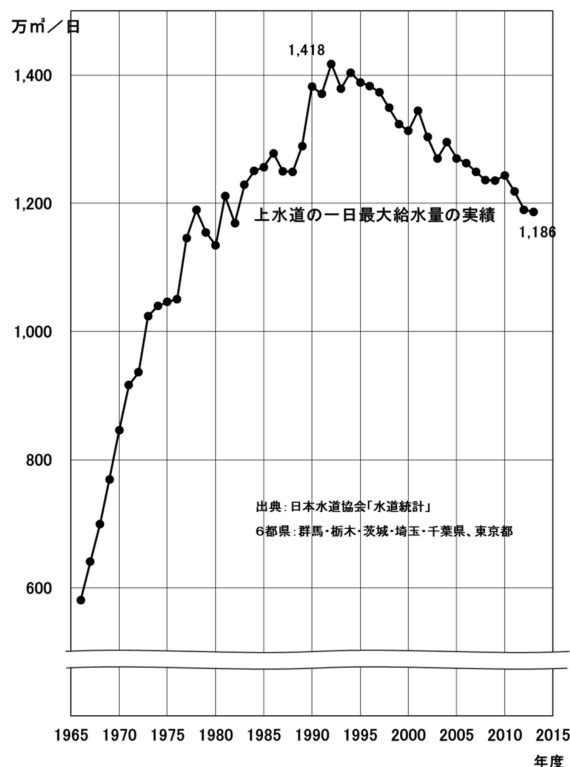
全国の水道の一人一日最大給水量



全国の工業用水の使用量の推移



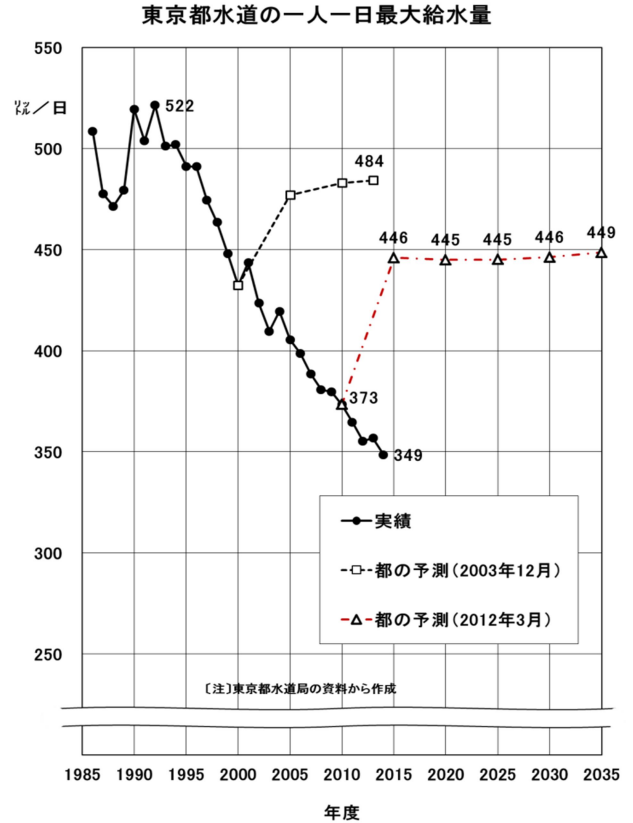
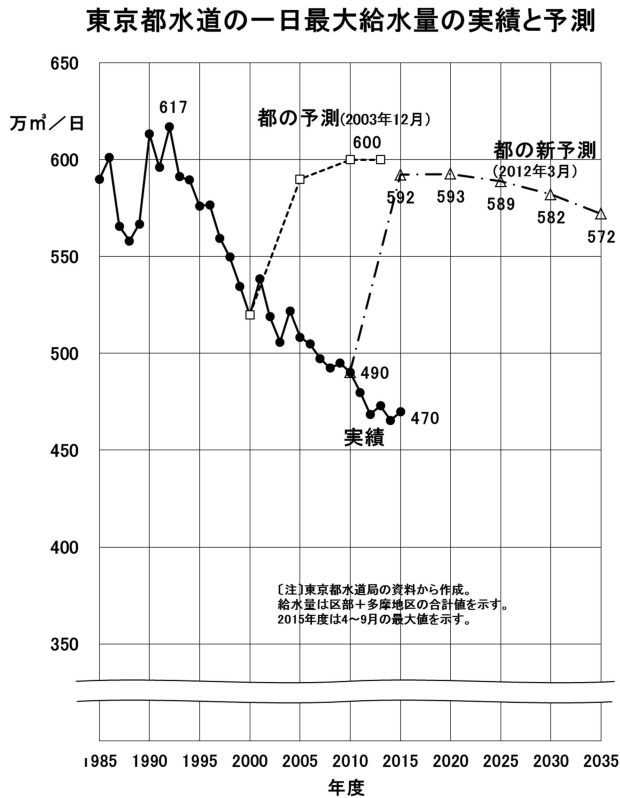
利根川流域6都県の水道用水の推移



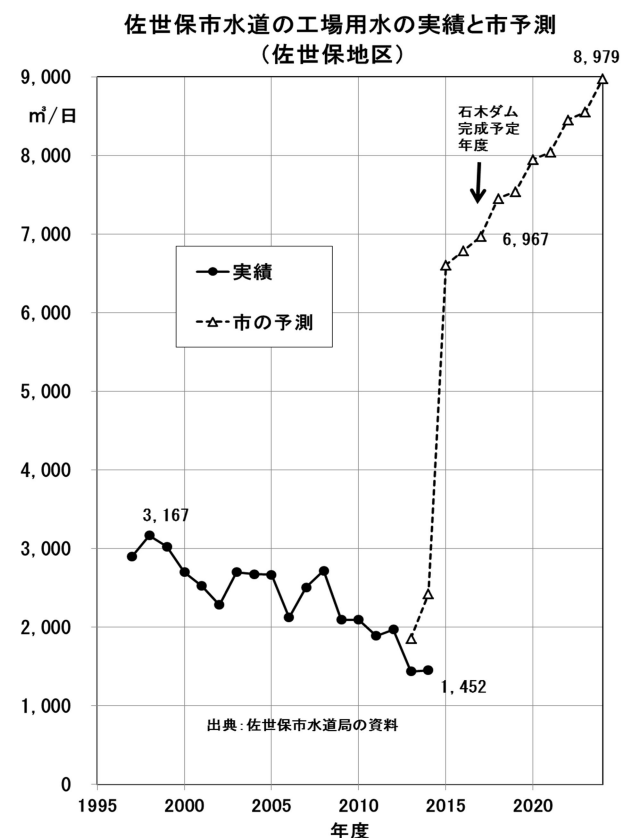
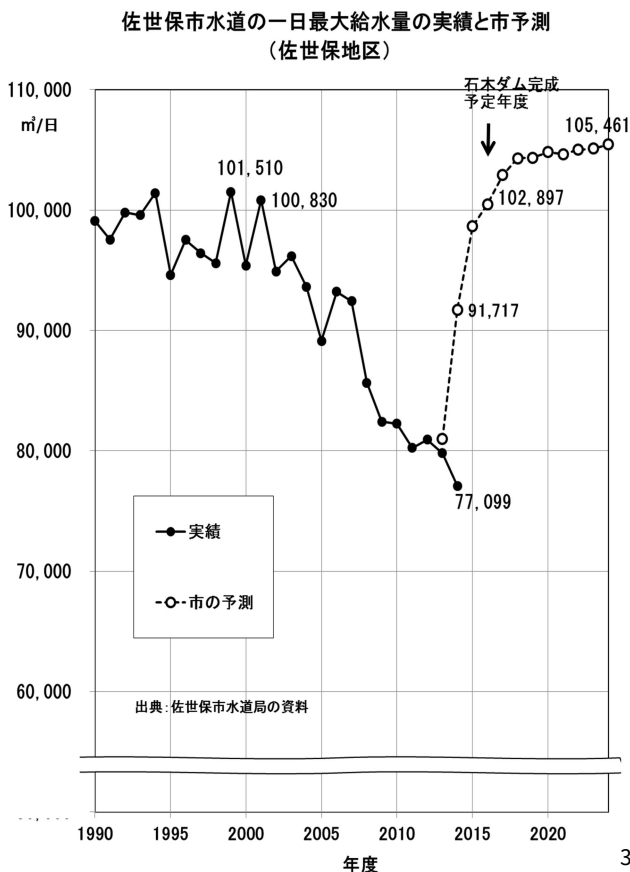
2 いまだに罷り通る水需要の架空予測

水需要は減少の一途を辿っているが、ダム建設事業に参画している水道事業体は、参画の理由を無理矢理つくるため、実績とかい離れた架空の水需要予測を続けている。

(1) ハッ場ダム等の事業に参画している東京都の水需要の実績と予測



(2) 石木ダム建設事業に参画している佐世保市の水需要の実績と予測



本報告は、北海道自然保護協会の佐々木克之さん、当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会の安藤加代子さん、山田明美さんたちと一緒に取り組んだ結果をまとめたものです。

(1) 札幌市水道と当別ダム

当別ダムは北海道が石狩川支流「当別川」に建設したダムで、水道用水の開発、当別川の洪水調節等を目的としている。水道用水は、石狩西部広域水道企業団が当別川から取水して浄水を4市町（札幌市、石狩市、小樽市、当別町）に供給するもので、計画給水量77,800 m³/日のうち、44,000 m³/日（57%）は札幌市水道分である。当別ダムの2012年度完成に伴い、同企業団からの給水は2013年度から開始されたが、4市町のうち、札幌市は2025年度からの給水予定となっている。

(2) 2007年度の札幌市の水需要予測

石狩西部広域水道企業団は当別ダム建設事業に参画し、4市町に浄水を供給する水道用水供給事業に関して2007年度に再評価を行い、事業の継続を妥当とした。

この再評価の報告書に記された札幌市水道の水需給計画は図1のとおりである。一日最大給水量の実績が1990年代後半から変動はあるものの、60～67万m³/日で推移し、増加傾向がなくなっているにもかかわらず、札幌市の予測は2007年度以降増加し続けて、2025年度には現保有水源83.5万m³/日を超え、当別ダムの水源が必要になるというものであった。

なお、この現保有水源83.5万m³/日は【補遺】に述べるように、当別ダムへの参画の理由をつくるために、現保有水源の一部を切り下げたものであり、本来は96.5万m³/日の自己水源を保有していた。

【補遺】豊平川水道水源水質保全事業による保有水源の一部カット

この事業は、ヒ素を含む湧き水等の影響を小さくするため、豊平川上流の水の一部をバイパス管で白川（しらいかわ）浄水場下流に導く事業で、この事業によって豊平川の水源が13万m³/日減ることになった。本事業の費用は183億円にもなる。札幌市水道水のヒ素は基準値を超えることは無く、さほど問題とすべきことではない。札幌市は当別ダムへの参加の理由をつくるため、保有水源の一部を切捨て、同時に183億円という大きな事業をつくり出したのである

(3) 当別ダム完成後の札幌市の水需要予測

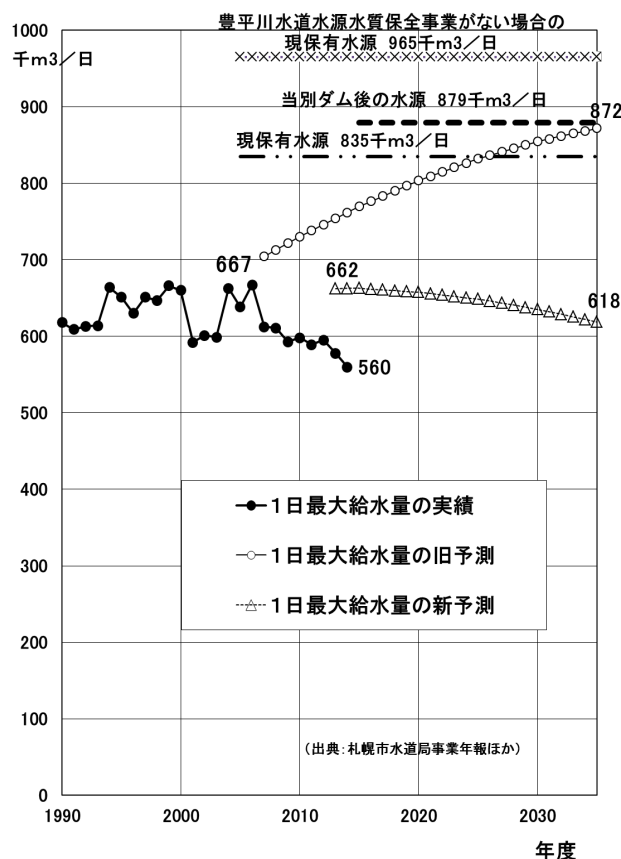
2012年10月に当別ダムが竣工し、2013年4月から石狩西部広域水道企業団から浄水の供給が開始された。

当別ダムへの参画の是非が今さら問われることはない判断したのであろうが、札幌市水道局は2014年2月26日の札幌市営企業調査審議会（水道部会）に提出した「次期中期計画の策定」において、新たな水需要予測を示した。それは図1のとおり、水需要が急速に増加していくとした従前の予測を完全に否定して、水需要が次第に減っていくというものであった。

この新しい予測は2015年3月27日策定の「札幌水道ビジョン」にそのまま盛り込まれた。

ただし、予測の大幅な下方修正により、水需給計画上は当別ダムの水源が不要となるが、「札幌水道ビジョン」では豊平川以外の水源の分散配置という新たな理由を持ち出して当別ダムの水源が必要だと

図1 札幌市水道の給水量の実績と予測



している。しかし、札幌市は豊平川に水源のほとんどを依存する方式を過去約 80 年間続けてきているのであって、それで問題が今まで起きたことはない。杞憂の話に過ぎない。

（４）2007 年度と 2013 年度の予測の違い

上述のように、札幌市の 2007 年度と 2013 年度の水需要予測が大きく違っている。なぜ、一日最大給水量の予測にこのように大きな差が生じたのであろうか。図 2、図 3 は一人当たり家庭用水、都市活動用水（非家庭用水）について旧予測と新予測を比較したものであるが、旧予測が実績を無視した架空予測であったかが明瞭である。このように常軌を逸した予測が罷り通ってきたのである。

（５）総務省による指摘

札幌市の水需要の旧予測は、石狩西部広域水道企業団による事業再評価、すなわち、同企業団が当別ダム水源を 4 市町に供給する水道用水供給事業に関して実施した再評価の一環として行われたものである。

この事業再評価の結果は水道水源事業に国庫補助金を支出する厚生労働省水道課に提出され、その後、事業再評価を総括する総務省行政評価局に送られて点検の対象となった。

再評価の事業は山ほどあるので、ほとんど形だけの点検で終わるが、札幌市の予測に対して実績を踏まえていないのではないかと指摘が総務省からあった。あまりにもひどい架空予測なので、目にとまったのかもしれない。

総務省は、一人当たり家庭用水（原単位）の予測を取り上げ、「札幌市は、増加傾向にあった時期を含む過去 30 年間のデータを使うのではなく、増加傾向が止まった後の最近 10 年間のデータを使って予測を行うべき」と指摘した。札幌市はわざわざ過去 30 年間にさかのぼって増加傾向にあった時の実績データを組み入れることによって、一人当たり家庭用水が将来は増加し続けていく予測式をつくり上げたが、それは恣意的なデータの選択であり、最近 10 年間のデータに基づいて今後の予測を行うべきだと総務省が指摘したのである。真つ当な指摘であった。

（６）厚生労働省の説明とその後の経過

これに対して、厚生労働省が札幌市の予測を擁護する説明を行った。最近 10 年間のデータでは一人当たり家庭用水が増加するとは言えないので、世帯の細分化が進むと一人当たり家庭用水が増えとか、節水型機器の普及が限界に近づいているといった定性的な話を持ち出して、厚生労働省は総務省を説得し、総務省の政策評価分科会（2009 年 5 月）を乗り切ったのである。この定性的な話は科学的な根拠がないものであるが、厚生労働省が言うことだからということで、政策評価分科会で問題にされることはなかった。

しかし、その後の一人当たり家庭用水の動向は図 2 のとおり、総務省の指摘が正しく、厚生労働省の説明が虚偽であったことを明確に示している。

図 2 札幌市水道の一人当たり家庭用水の実績と予測

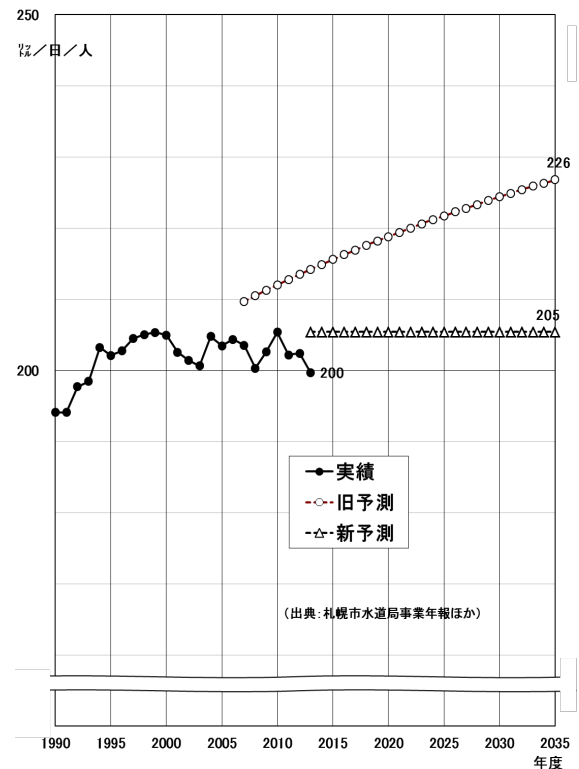
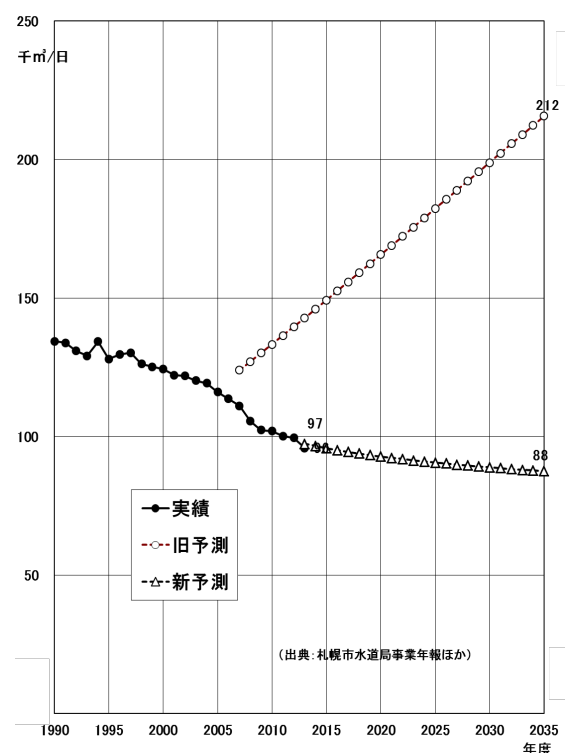


図 3 札幌市水道の都市活動用水の実績と予測



4 宮ヶ瀬ダムと相模大堰は必要であったのか —神奈川県内四大水道の水需要予測の大幅下方修正—

(1) 経過

宮ヶ瀬ダムが2000年度に完成し、神奈川県内の四大水道の水源となった〔注1〕。そして、この水源の取水・導水・浄水施設を建設する相模川水系建設事業〔注2〕が神奈川県内広域水道企業団により進められた。この取水施設が相模川下流部に建設された相模大堰である。

〔注1〕 神奈川県内四大水道：神奈川県営水道、横浜市水道、川崎市水道、横須賀市水道

〔注2〕 宮ヶ瀬ダムの開発水量は約120万 m^3 /日であるが、その水源を取水・導水・浄水する施設をつくる相模川水系建設事業は一期のみとなった。残り半分の二期事業は中止となり、相模川最下流部にある既設の寒川堰からの取水・導水・浄水施設を使うことになった。

宮ヶ瀬ダムの開発と相模川水系建設事業の推進が必要だとして、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市は水需要が急速に増加していく予測を示してきた。

なお、宮ヶ瀬ダム建設事業の事業費は3,993億円、相模川水系建設事業（一期）の事業費は7,329億円であるが、後者にはダム建設負担金2,695億円が含まれているので、その重複分を除く合計事業費は8,627億円にもなる。起債の利息も含めると、神奈川県民・国民の総負担額が1兆円を大きく超える巨大公共事業であったが、得られた水源は小さなものであった〔注3〕。

〔注3〕 相模川には寒川堰の河川維持用水12 m^3 /秒を転用した暫定水利権を神奈川県営水道、横浜市水道、横須賀市水道が高度利用という名で利用していた。宮ヶ瀬ダムの完成後はこの高度利用の水利権は更新されなかったため、結局、得られた水源は四水道全体で120万 m^3 /日－11 m^3 /秒 $\times 8.64$ ＝約25万 m^3 /日にとどまった（畑地灌漑を転用した水利権1 m^3 /秒のみは継続）。

(2) 神奈川県内四大水道全体の水需要の動向と旧予測とのかい離

神奈川県内四大水道全体の一最大配水量の動向と保有水源の推移を図1に示す。一日最大配水量は1990年代前半でピークを迎え、1990年代後半からは年度による変動はあるものの、明らかに減少傾向になってきている。ピーク時の383万 m^3 /日に対して、2013年度は307万 m^3 /日であり、20%も小さい値にとどまっている。

給水人口は横須賀市を除くと、なお増加傾向にあるが、それでも一日最大配水量が確実に減少傾向になってきたのは、一人当たり一日最大配水量が節水型機器の普及、漏水防止対策の取り組み等により、1990年代後半からかなりのスピードで減ってきたからである。

(3) 四大水道それぞれの水需給と水需要予測の下方修正

2010年度に490万 m^3 /日まで増加するとしていた相模大堰水利申請時の予測（1994年12月）は実績とのかい離が凄まじく、全くの架空予測であった。

しかし、宮ヶ瀬ダムも相模大堰も完成した今となつては、架空予測を継続する意味がなくなり、四大水道が事業完成後に行った予測はそれぞれ実績を重視して大幅に下方修正し、横ばい又は漸減の傾向の予測に変った。（図2～図5）

図1 神奈川県内の四大水道の水需給

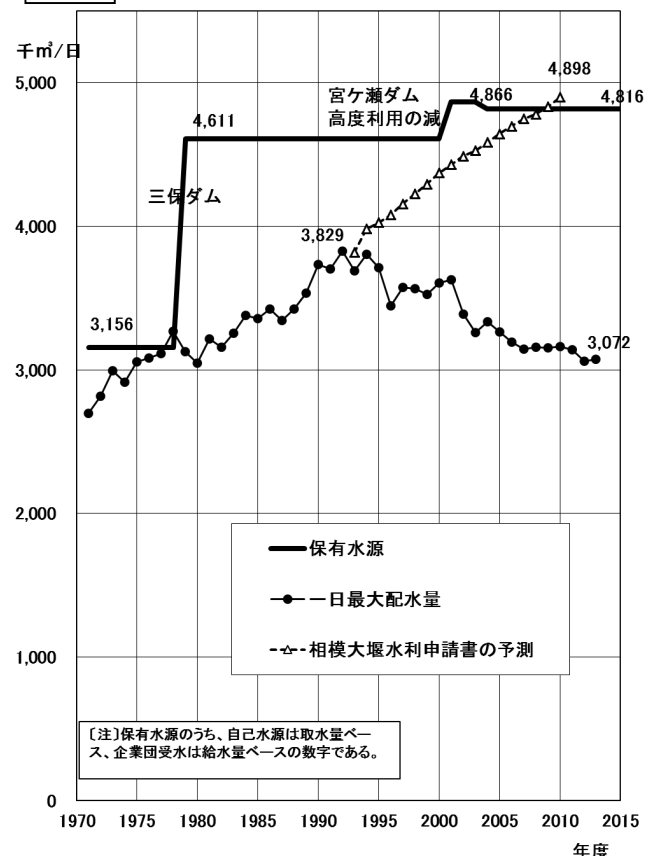


図 2

神奈川県営水道の水需給

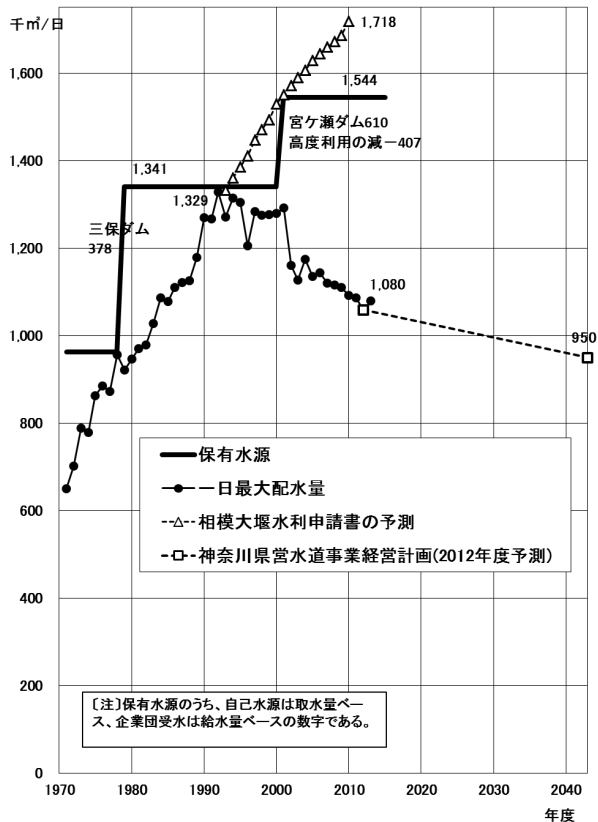


図 3

横浜市水道の水需給

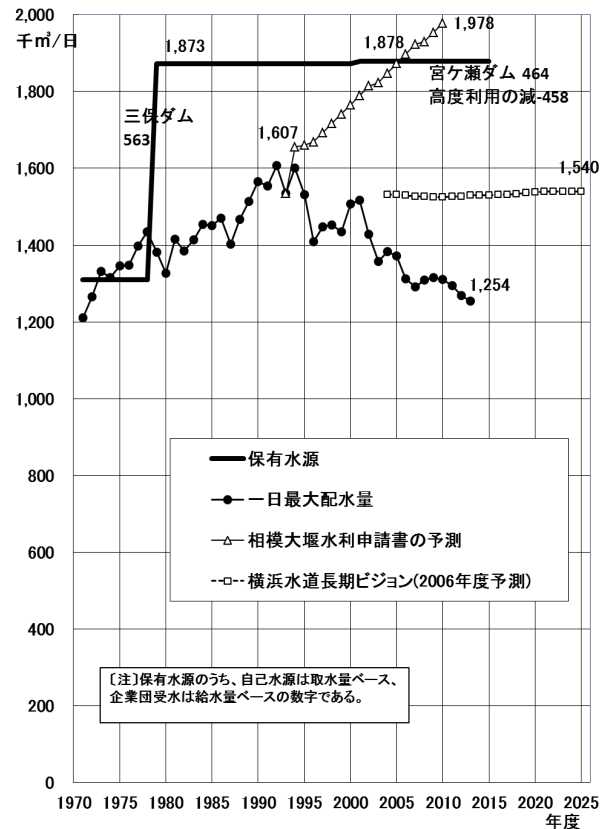


図 4

川崎市水道の水需給

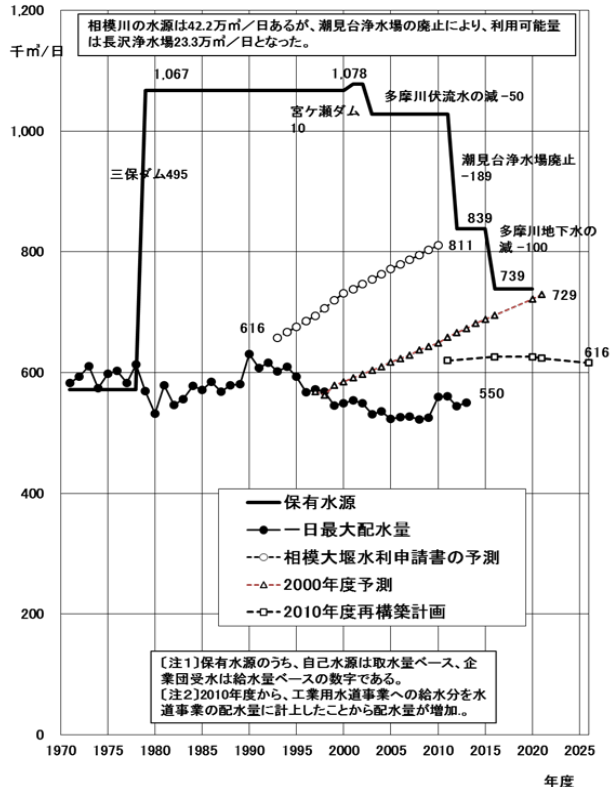
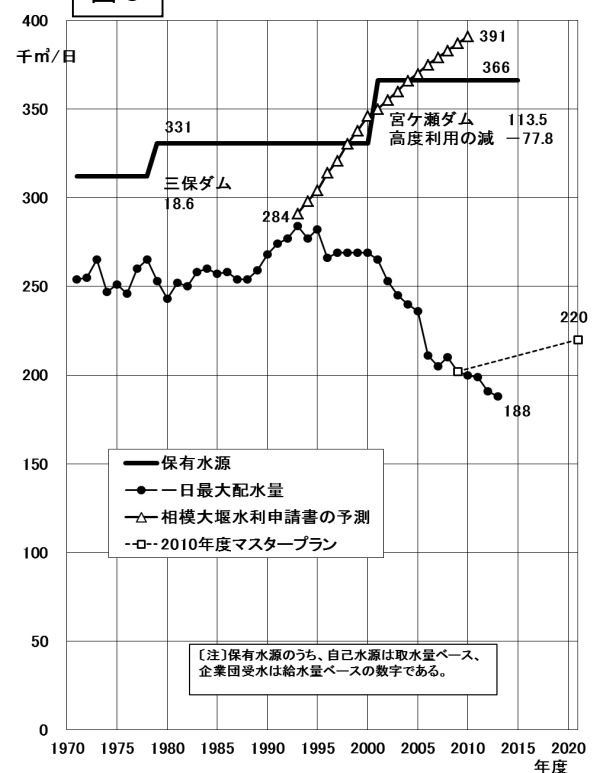


図 5

横須賀市水道の水需給



(4) 自己水源の切り捨て

川崎市は水需要の実績に対して有り余る水源を抱えるようになったことにより、自己水源の切り捨てを進めてきている。2002年度には多摩川の伏流水5万 m^3 /日を廃止し、2015年度には多摩川の地下水10万 m^3 /日を廃止する計画を進めている。さらに、相模川の自己水源(相模・城山ダム)を利用する潮見台浄水場(約19万 m^3 /日)を2011年度に廃止した。相模川の水利権はそのままであるが、実際に利用できる水量を大幅に減らしたのである。川崎市はかつては多摩川、相模川合わせて57万 m^3 /日の自己水源を保有していたが、それを23万 m^3 /日まで切り下げようというのであるから、自己水源の凄まじい切り捨てである。

石木ダム事業関連工事差止仮処分申立の申立人に！

水源連事務局・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会事務局

1. 石木ダム中止を実現するための3訴訟

石木ダム反対運動は、「世論を盛り上げて、起業者に石木ダム事業を断念させる」を目指しています。水源連としても先の総会で、石木ダム問題への支援の強化を確認したところです。

起業者・長崎県と佐世保市は「石木ダムの必要性を原点に返って論議しよう」という地権者と支援者からの呼びかけを「必要性は事業認定で認められている」として拒否し、13世帯迫出しの手続きに邁進しています。13世帯の住民の方々が主張するように石木ダムが不要であることは明らかなです。

石木ダム建設絶対反対同盟と石木ダム対策弁護団は、石木ダム建設を阻止するために3つの法廷闘争の場を持つことにしています。

- ① 地権者が主体で行う、事業認定取消し訴訟（2015年11月30日提訴済み）と執行停止申立。
- ② 「石木ダム事業の強行は私たち自身の危機」であるとして全国レベルで工事差止仮処分申立。
- ③ 長崎県と佐世保市に対して、石木ダム事業に公金を支出しないことを求める住民監査請求→住民訴訟。

今回は全国の皆様に、② 工事差止仮処分の申立人になられるよう、お願いいたします。

2. 工事差止仮処分申立人になってください。

石木ダム事業がもたらす4つの負の遺産、

- ☐ 無駄な事業による人権・財産権侵害
- ☐ 無駄な事業による環境破壊
- ☐ 無駄な事業への税金支出・水道事業費支出（補助事業なので国税も使われています）
- ☐ 本来優先されるべき事業の停滞

を拒否することを一人一人が明確に示す手段として、多くの皆様が「申立人」になられることを呼びかけます。長崎地方裁判所佐世保支部への申立を2016年2月2日に予定している関係で、第一次締切りは2016年1月15日とします。「あとで申立人の追加」も可能です。

「申立人」になっていただく方には最終ページの委任状を切り離して必要事項を記入し、印の二箇所捺印して下記連絡先に郵送して頂くと共に、誠に恐縮ですが、同封の払込取扱票をご利用になって分担金1万円を下記口座にお送りください。委任状には必ず二箇所への捺印をお願いいたします。払込取扱票通信欄には記載されている必要事項をご記入ください。今後の連絡のため、メールアドレスもしくはFAX番号もご記入くださるよう、お願いします。支援なら、という方は同封の払込取扱票をご利用ください。

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会宛に送付いただいた分担金・支援金と委任状はすべてとりまとめて、石木ダム対策弁護団に送付いたします。

なお、本会を通さずに石木ダム対策弁護団に直接申し込まれる場合は、次ページ掲載の弁護団からの「御連絡」に従って、委任状と分担金1万円を送付されるようお願いいたします。

次ページからは、石木ダム弁護団からの呼びかけと、弁護団に代理人を依頼する委任状です。

連絡先：石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会

〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町6-2-28

電話・FAX 045-877-4970

メール mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

石木ダムのことについて詳しくは、水源連ホームページの下記URLをご覧ください。

<http://suigenren.jp/damlist/dammap/ishikidam/>

御 連 絡

石木ダム対策弁護団団長
弁護士 馬 奈 木 昭 雄

拝 啓

皆様の日々の石木ダム建設反対運動に対して心より敬意と感謝の意を表します

さて、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、石木ダム対策弁護団の方針として、本年11月30日に石木ダムの事業認定取消訴訟（これから、「取消訴訟」といいます）を長崎地方裁判所本庁に提訴しました。

ところで、法律上、取消訴訟を提起し、また、執行停止申立をするためには、事業認定に対して審査請求をしている人でなければならないなどの制限があります。

そして、私たちは、より多くの皆様に裁判の当事者として加わって頂くために、取消訴訟とは別に石木ダム事業によって人格権を侵害されたと主張する方々がだれでも申立人となることができる「工事差止仮処分申立」（これから、「仮処分申立」といいます）を長崎地方裁判所佐世保支部に対して起こすこととしました。

皆様、是非、仮処分の申立人になってください。取消訴訟・執行停止申立の原告と重複しても問題ありません。

私たち弁護団の方針としては、1人でも多くの皆様に申立人になっていただき、石木ダムに反対して実際に裁判を起こした人が多数に上っているという客観的事実を裁判所に訴えかけると共に、報道を通じて世論に訴えかけ、勝利に向けて裁判所内外で大きなうねりを起こしたいと考えています。

もっとも、取消訴訟をするにしても、仮処分申立をするにしても実費としての費用がかかります。具体的には申立時点において裁判所に収める印紙代・切手代などの実費が中心となります。

そこで、

- ① 仮処分申立に向けて、仮処分申立の申立人となる皆様には、最低1万円のご負担をお願いすることとなりました。
- ② なお、仮処分とは別に取消訴訟の原告となられた方にも最低1万円のご負担をお願いすることとなっておりますので、両方ともに当事者となる方には最低2万円のご負担をお願いしています。
- ③ 取消訴訟の原告となることができない、もしくは原告は希望されないにもかかわらず、既に支援する会の口座に送金された方の中で、仮処分の申立人になって良いとお考えの方、については、その1万円を仮処分の申立人としての負担金として取り扱うこととしました。
- ④ なお、これから弁護団に直接送金される皆様は、弁護団名義の下記口座に入金下さるようお願い申し上げます。

記

福岡銀行 黒崎支店

普通 2893015

いしき だ む たいさく べん ごとん かいいい べん ごし ひらやま ひろひさ
石木 ダム 対策 弁護団 会計 弁護士 平山 博久

費用を入金された皆様は仮処分の申立人となることができますので別紙の委任状にご署名・ご捺印（ご捺印頂く箇所は、委任状の最上部と氏名欄の横の2カ所ありますのでご注意ください。）頂き、下記住所まで委任状を送って下さい。なおその際、皆様が関係している団体等で取りまとめをして頂いた上で、当職宛に郵送頂いても良いですし、皆様それぞれが個別に郵送していただいても結構です。

記

北九州市八幡西区黒崎3丁目1番7号
アースコート黒崎駅前 BLDG. 4階
黒崎合同法律事務所
石木ダム弁護団弁護士平山博久
TEL 093-642-2868

さいごに、より多くの皆様の仮処分申立の当事者である申立人としての参加を強くお願いして、弁護団からの法廷闘争に向けた決意のお手紙とさせていただきます。

以 上

委任状

平成 年 月 日

住 所

委任者

印

私は、次の各弁護士らを代理人と定め、下記事件に関する各事項を委任します。

弁護士	馬 奈 木 昭 雄	(福岡県弁護士会所属)
	福岡県久留米市東町 1-20 大和ビル 2 階	
同	板 井 優	(熊本県弁護士会所属)
	熊本県熊本市中央区京町 2-12-43 岡村ビル 2F	
同	高 橋 謙 一	(福岡県弁護士会所属)
	福岡県久留米市東町 25-3 ブラザービル 3 階	
同	平 山 博 久	(福岡県弁護士会所属)
	福岡県北九州市八幡西区黒崎 3-1-7	
	アースコート黒崎駅前 BLDG. 4 階	

及び後記目録記載の各弁護士

第 1 事 件

- | | |
|---------|--------------|
| 1 債務者 | 長崎県・佐世保市 |
| 2 裁 判 所 | 長崎地方裁判所佐世保支部 |
| 3 事 件 | 工事差止仮処分申立事件 |

第 2 委任事項

- 上記事件の訴訟行為、申立の取下げ、和解、控訴・上告・上告受理の申立て、抗告・特別抗告及びそれらの取下、反訴の提起、弁済金の受領、保管金納入及び受領
- その他上記事件に関する一切の事項及び復代理人の選任及び解任

(別紙)

弁護士	魚 住 昭 三	(長崎県弁護士会所属)	長崎市万才町 6-1-1 三井ビル 4 階
同	緒 方 剛	(福岡県弁護士会所属)	福岡県北九州市小倉北区田町 1-4-28 ロイヤールビル 6 階
同	毛 利 倫	(福岡県弁護士会所属)	福岡県福岡市中央区大名 2-1-0-29 福岡ようきビル 2 階
同	田 籠 亮 博	(福岡県弁護士会所属)	福岡県北九州市小倉北区金田 2-6-4 リーガルタワー 2 階
同	八 木 大 和	(福岡県弁護士会所属)	福岡県福岡市中央区大名 2-1-0-29 福岡ようきビル 2 階
同	鍋 島 典 子	(福岡県弁護士会所属)	福岡県久留米市東町 1-2-0 大和ビル 2 階
同	中川 拓	(長崎県弁護士会所属)	長崎県諫早市小船越町 6-1-7 番地 1-1

以 上

払 込 取 扱 票

口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。

00		口座記号										口座番号 (右詰めで記入)				金額		千 百 十 万 千 百 十 円								
※		0	0	2	7	0	※		9	※		1	3	6	2	0	2	※								
加入者名 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会																		料 金		備考						

通 信 欄 ・ ご 依 頼 人	工事差止仮処分申立 1. どちらかに○をつけてください 申立人 OK 支援 OK 2. 送金額 下の_に口数と金額を記入願います。 1万円/1口 _口 _万円 3. Eメールアドレス又はFAX番号 () 〒 おところ おなまえ (ご連絡先電話番号 - -)																							
	日 附 印																							
	様																							
	裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) これより下部には何も記入しないでください。																							

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	※ 0 0 2 7 0										※ 9	
加入者名	※ 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会											
金額	千 百 十 万 千 百 十 円											
ご依頼人	おなまえ ※ 様											
料金	(消費税込み)		日 附 印									
備考	円											

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないでお出ください。

この受領証は、大切に保管してください。

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。